

第一類 第七号

第一百八十九回国会  
衆議院

厚生労働委員会

議録 第三十号

(三六二)

平成二十七年七月十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 赤枝 恒雄君 理事 後藤 茂之君

理事 高鳥 修一君 理事 とかしきなみみ君

理事 松野 博一君 理事 西村智奈美君

理事 浦野 靖人君 理事 古屋 範子君

理事 大岡 敏孝君 理事 田中 正樹君

理事 加藤 鮎子君 理事 木村 弥生君

理事 小松 裕君 理事 白須賀貴樹君

理事 新谷 正義君 理事 田中 英之君

理事 田畠 裕明君 理事 谷川 とむ君

理事 豊田 貞由子君 理事 中川 俊直君

理事 中谷 真一君 理事 長尾 敬君

理事 橋本 岳君 理事 橋内 詔子君

理事 堀内 詔子君 理事 松本 文明君

理事 村井 英樹君 理事 小川 淳也君

理事 岡本 充功君 理事 山井 和則君

理事 井坂 信彦君 理事 井坂 信彦君

理事 興水 恵一君 理事 中野 洋昌君

参考人 高橋 千鶴子君 理事 松原 由美君

参考人 厚生労働大臣政務官 理事長 松原 由美君

参考人 (全国社会福祉法人経営者  
協議会会長) 理事長 松原 由美君

参考人 (社会福祉法人南山城学園  
理事長) 理事長 松原 由美君

参考人 (明治安田生活福祉研究所  
医療・福祉政策研究部長) 理事長 松原 由美君

参考人 (赤嶺政賢君紹介) (第三三七九号)

(参考人 きょうされん常務理事) 赤松 英知君  
(参考人 (社会福祉法人吹田みどり  
福社会理事長) (社会福祉法人大阪府社会  
貢献活動推進委員会委員  
長) 参考人 (社会福祉施設経営者同友  
会会長) (社会福祉事務局長) 同(岡下昌平君紹介) (第三三八〇号)  
同(袖木道義君紹介) (第三三八一號)  
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員に関する請願(勝俣孝明君紹介) (第三三七八号)  
障害者福祉についての法制度の拡充に関する請願(井上義久君紹介) (第三三八二号)  
筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願(金子同(藤野保史君紹介) (第三三八三号)  
同(勝俣孝明君紹介) (第三三八三号)  
一義君紹介) (第三三八四号)  
同(長尾敬君紹介) (第三三八四号)  
国財源で高過ぎる国民健康保険料の引き下げを求めるに関する請願(本村伸子君紹介)  
(第三三二七号)  
難病と長期慢性疾病、小児慢性特定疾病的総合的な対策の充実に関する請願(勝俣孝明君紹介) (第三三二八号)  
同(宗清皇一君紹介) (第三三二九号)  
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(嵐山和也君紹介) (第三三三七一  
号)  
同(宮本岳志君紹介) (第三三七二号)  
同(宮本徹君紹介) (第三三七三号)  
全てのウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援とウイルス検診の推進に関する請願(仲里利信君紹介) (第三三七七号)  
同(赤嶺政賢君紹介) (第三三七九号)

委員の異動  
同日  
辞任 田畠 裕明君  
中谷 真一君  
松本 純君  
中村 裕之君  
眞山 祐一君  
同日  
補欠選任 田畠 裕明君  
中谷 真一君  
松本 純君  
中村 裕之君  
眞山 祐一君

補欠選任 田畠 裕明君  
中谷 真一君  
松本 純君  
中村 裕之君  
眞山 祐一君

七月九日  
社会保障の連続削減を中止し、充実を求めることに関する請願(嵐山和也君紹介) (第三三三七一  
号)  
同(宮本徹君紹介) (第三三七二号)  
同(宮本徹君紹介) (第三三七三号)  
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化を目指すことに関する請願(吉川元  
君紹介) (第三三七〇号)  
同(宗清皇一君紹介) (第三三二九号)  
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(吉川元君紹介) (第三三六九号)  
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化を目指すことに関する請願(吉川元  
君紹介) (第三三七〇号)  
は本委員会に付託された。

七月十日  
医療費助成制度における現物給付導入に係る国庫負担金減額措置の撤廃を求める意見書(岩手県宮古市議会) (第一九六三号)  
ウイルス性肝疾患の患者に対する支援の拡充を求める意見書(宮城県松島町議会) (第二九六四号)  
ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成等を求める意見書(新潟県阿賀町議会) (第二九七七号)  
野市議会) (第一九六五号)  
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書(岐阜県海津市議会) (第二九  
六六号)  
ウイルス性肝炎患者等に対する医療費助成の拡充等に関する意見書(愛知県北名古屋市議会) (第二  
九六七号)  
ウイルス性肝炎患者等に対する医療費助成の拡充を求める意見書(愛知県豊山町議会) (第二  
九六八号)  
ウイルス性肝炎患者等に対する医療費助成の拡充等に関する意見書(愛知県豊山町議会) (第二  
九六九号)  
ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する医療費等助成制度の創設を早期に求める意見書(兵庫県新温泉町議会) (第一九七〇号)  
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(福岡県上毛町議会) (第二九七  
一号)  
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(熊本県菊陽町議会) (第二九七  
二号)  
介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる要望意見書(北海道余市町議会) (第二九七三号)  
神奈川県最低賃金の改定等を求める意見書(神奈川県逗子市議会) (第一九七四号)  
神奈川県最低賃金の改定等に関する意見書(神奈川県秦野市議会) (第一九七五号)  
軽度外傷性脳損傷にかかる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書(沖縄県嘉手納町議会) (第二九七六号)  
軽度外傷性脳損傷にかかる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書(沖縄県北谷町議会) (第二九七七号)



年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書(山形県白鷹町議会)(第三〇三八号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県川上村議会)(第三〇五二号)	「年金積立金の被保険者の利益のためだけの安全かつ確実な運用」に関する意見書(広島県廿日市市議会)(第三〇七九号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(茨城県笠間市議会)(第三〇四〇号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(茨城県牛久市議会)(第三〇四一号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県南牧村議会)(第三〇五三号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(茨城県鹿嶋市議会)(第三〇四二号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(茨城県筑西市議会)(第三〇四三号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県佐久穂町議会)(第三〇五四号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(茨城県かすみがうら市議会)(第三〇四四号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(茨城県美浦村議会)(第三〇四五号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県飯島町議会)(第三〇五六号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(茨城県茨城町議会)(第三〇四五号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県南箕輪町議会)(第三〇五七号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県佐久穂町議会)(第三〇六七号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(茨城県筑西市議会)(第三〇四五号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県坂城町議会)(第三〇六八号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県小布施町議会)(第三〇六九号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(茨城県美浦村議会)(第三〇四六号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県宮田村議会)(第三〇五九号)	年金積立金の適正運用の確保を求める意見書(愛知県長久手市議会)(第三〇七一号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(茨城県境町議会)(第三〇四七号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県中川村議会)(第三〇五六号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書(京都府亀岡市議会)(第三〇七二号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県小諸市議会)(第三〇四八号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県高森町議会)(第三〇六一號)	労働基準法及び労働者派遣法の「改正」に反対する意見書(青森県西目屋村議会)(第三〇八九号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県中野市議会)(第三〇四九号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県阿智村議会)(第三〇七三号)	労働基準法及び労働者派遣法の「改正」に反対する意見書(青森県佐井村議会)(第三〇九〇号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県千曲市議会)(第三〇五〇号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県黒滝村議会)(第三〇七五号)	労働基準法及び労働者派遣法の「改正」に反対する意見書(青森県喜多方市議会)(第三〇九三号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県小海町議会)(第三〇五〇号)	年金引き下げの取りやめを求める意見書(和歌山县有田川町議会)(第三〇七六号)	労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書(山形県南陽市議会)(第三〇九二号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県笠間市議会)(第三〇七七号)	年金積立金の適正運用の確保に関する意見書(広島市議会)(第三〇七七号)	労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書(福島県喜多方市議会)(第三〇九三号)
年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県泰阜村議会)(第三〇七七号)	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(長野県大竹市議会)(第三〇七七号)	労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書(東



情報が集まりやすいよう、できるだけ簡素化していく方向で進めていただきたいと考えております。

そして、最後でございます。

三点目の理由でございますが、我々社会福祉法人の存在意義を今まで以上に示していきたいと考へておるからであります。このことは、地域における公益的取り組みというところにつながっております。

措置の時代、我々には、介護、障害、保育といった本体事業、その本体事業以外は手を出してはいけません、運営費も使い切らなくてはならないといふ制度上の制約が長い間続いてまいりました。しかし、我が国の社会福祉制度の歩みは、その多くが、我々民間の社会福祉法人の先達のすぐれた実践の中から理論や技術が形成され、制度化されてきたものであると認識をしております。それはいつた本体事業、その本体事業以外は手を出してはいけません、運営費も使い切らなくてはならないといふ制度上の制約が長い間続いてまいりました。しかしながら、社会福祉法人が必要な存在は、つましまく実施してきました。その結果、国

社会福祉法人は社会に対しアピールすることなく、つましまく実施してきました。その結果、国から、地域のために社会福祉法人が必要な存在だと認識をいただけなかつたのかもしれません。今後は、地域とのあり方を我々自身もこれを機に考えていかねばならないと思つています。

今回の改正、第二十四条の第二項、経営の原則

において、我々に対し、地域における公益的取り組みの責務という点が今さらながらに追加されました。このような取り組みについて、当然

我々として異論はございませんが、全国を見渡してみると、高齢者が多い地域、子供が多い地域、地域性がござりますので、全ての法人が積極的に取り組めるように、その内容については限定

列挙しない方向で進めていくことが肝要かと考えています。

少々細かいことも申しましたが、そもそも福祉の本質とは何でしょうか。福祉の本質とは、全ての人々が心地よい暮らしを豊かに送ることがでありますけれども、社会福祉法人に対する認知度は二〇%というデータもあるようでございます。

しかし、実際は、全国のほとんどの法人が、大なり小なり、地域における公益的取り組みを既に推進しております。

例えば、特養において生活困窮者に対する無料、低額サービスの提供、障害や保育における相談事業、大阪のレスキュー事業に代表される複数の社会福祉法人による取り組みも、私どもの調査では、現在、既に全国八つの府県で類似の活動が

始まり、そして十二の都道府県で今年度または来年度実施に向け検討中でございます。

そのほか、保育園を経営する法人であれば発達

教室など、繰り返しになりますが、ほとんどの法

人で、大なり小なり、地域における公益的取り組みを既に行っています。

さまざまな背景があり、そのような取り組みを

社会福祉法人は社会に対しアピールすることなく、つましまく実施してきました。その結果、国

御清聴ありがとうございました。(拍手)  
○渡辺委員長 ありがとうございます。  
○松原参考人 おはようございます。明治安田生  
活福祉研究所の松原由美と申します。

今回の法案のもとであります社会福祉法人制度

まず初めに、社会福祉法人制度改革の目的です

が、それは、公益性と非営利性を社会福祉法人の

名にふさわしいように整備したことにあると考え

ております。

これに對しまして、今回の改革は厳し過ぎる、

これでは經營に幅が持てない、このため事業実施

に尻込みする者が出るのではなく懸念される向

きもあります。今回の改革が公益性、非

営利性の強化あるいは徹底と厳しく受け取られが

ちではあるのですけれども、社会福祉法人を取り

巻く環境は大きく変わってきておりますので、そ

れに対応した形で、世間並みに足並みをそろえた

と捉えていただきたいと考えております。

これでは經營に幅が持てない、このため事業実施

に尻込みする者が出るのではなく懸念される向

きもあります。今回の改革が公益性、非

営利性の強化あるいは徹底と厳しく受け取られが

ちではあるのですけれども、社会福祉法人を取り

巻く環境は大きく変わってきておりますので、そ

れに対応した形で、世間並みに足並みをそろえた

と捉えていただきたいと考えております。

今回の改革のメインテーマでありますガバナン

ス、情報公開、財務規律等は、同じく公益性、非

営利性を求められている公益法人や、営利の代表

格であります上場企業では、既に二重、三重に行

われていることです。従来は一部の人のみを対象

として事業を開拓していた社会福祉法人が、少子

高齢化の進展で、保育や高齢者サービスなど広く

国民一般に利用されるサービスを提供するよう

になりました。世間に對して大きな影響を持つよう

になつた今、これらと歩調を合わせるということ

は当然のことと考えます。

ですから、これを御理解いただくには、な

ぜ社会福祉事業は非営利組織で運営されるのが望

ましいかを御理解いただくことが必要だと考えま

す。

そこで、私は、なぜ非営利組織で運営するのを適切

とするのかについて、改めて一言述べさせていた

だときます。

まずは、社会福祉事業はそもそもどのような特質を有しているのかといいますと、第一は、公益性、社会性が強い事業であるということです。社会的弱者を支援する事業でありまして、高齢化の進展などで、それが国民の一部ではなくて、今や広く国民一般に及んでいます。

第二は、社会福祉サービスの供給のあり方といふものが、支払い能力に応じてではなくて、必要に応じて供給されねばならない、この点です。そして、必要としている人にはまねく行き渡るようにならなければならぬサービスであるということです。

第三は、このため、事業費が公的資金で賄われているという点です。社会福祉サービスの供給のあり方を達成するためには、購買力のない人も受けられるようにならなければなりませんので、公助、共助のシステム導入が必要となります。ここ

で大切なことは、公的資金で賄われている、この点を真剣に認識し、理解するということです。

ところで、公的資金で賄われているということの意味ですが、これには大きく二つございます。

第一は、サービスを受けるか否かにかかわらず、全員が強制的に拠出している資金で賄われているということです。こうした事業では、でき

る限り低廉な価格で提供されることが求められます。

公的資金で賄われている意味の第二は、社会連帯システム、あるいは、福祉計画や介護計画など

が地域で作成されていることからも明らかなよう

に、計画的システムで運営されているということです。このため、公定価格制が導入され、事業運営に当たつては、競争よりも協調、連携が要

求めており、これが、利益ゼロ、つまり実費で提供されることが望ましい事業と言えます。

これが、営利ではなく非営利で運営されること

が望ましいとされる理由でございます。

また、国民に対して、拠出した資金がどのように使われているかについて説明責任があるということです。これについては、今回、情報開示が義務化されました。

ところで、一部の社会福祉事業に當利法人が参入しておりますけれども、それは、供給量確保と多様なニーズに応えるためでありまして、この事業で利益最大化だと配当拡大を狙つてもらうことが本旨ではございません。社会福祉事業においては、當利法人であつても、非當利組織的考え方に基づく経営が求められると思います。

それでは、そもそも話の前提となります非當利組織について、最後に述べさせていただきます。

非當利組織にとって利益をどう捉えるかがなぜなりますので、非當利組織の利益概念について述べさせていただきます。

先ほど、サービスを受けない国民も含めて、皆が強制的に費用負担する制度のもとでは、利益ゼロが望ましいと述べました。しかし、現実には、事業性のある事業を行つ非當利組織は利益を出しております。そこで、もうけ過ぎだとか、ため込み過ぎだとかという議論が出ているわけですけれども、非當利組織の利益といふのは、我が国的一般の会計ルール上、利益として計上せざるを得ないのと利益と称してはおりませんが、実質はコストだということです。

なぜなら、非當利組織の要件は配当禁止等と言われているからです。利益の使い道は、配当か事業に投下するか、この二つです。非當利組織は配当の道が塞がれておりますので、非當利組織にとって利益とは、全て将来のコストということになります。このところが、當利組織の利益とは決定的に違うところでございます。

ただし、配当禁止という要件は、上げた利益の処分方法についての規定であつて、利益獲得のプロセスについては何ら規定しておりません。その結果、必要以上の利益を上げることが可能となります。しかし、必要利益以上の利益を上げることは、非當利組織の存立目的、趣旨に照らしてあさ

わしくありません。非當利組織の利益は、事業の安定継続に必要な最低限の利益であるべきと考えます。それ以上の利益が上がるのであれば、速やかに本業の拡充や充実や社会貢献活動などに利用されることが望ましいと考えます。

言うまでもありませんが、ここで言う必要利益とは、適正なコストを賄つた上で利益でございます。例えば、市場相場並みの人事費を払つた上で利益ということです。

ここで改めて、非當利組織の利益概念、これを必要利益としますけれども、これについて整理しますと、以下の四つです。

第一は、会計上は利益でありますが、実質はコストだということです。第二は、必要事象が発生するまで内部蓄積を要します。第三は、使用目的は、必要利益計上のものとなる事業に限定されます。第四は、必要利益に何を含めるかは、ここは議論のあるところではあるんですけども、必要だからといって何でも含めてしまつては、これは十分な利益となつてしまいまして、十分利益を獲得できるところのはななかありませんので、必要最小限にやはり限定すべきだということです。

内部留保は利益の蓄積であり、今回の改革で内部留保について、必要な分とそれを上回る分を区分し、上回る分について計画的に支出することが求められることとなりましたが、これは非當利組織の利益のあり方に合致したものと理解しております。

最後に一言申し上げますが、私は、決して非當利原理主義者ではなくて、むしろ市場経済信奉者でございます。

(拍手)

○渡辺委員長 ありがとうございました。

次に、赤松参考人にお願いいたします。

○赤松参考人 きょうされたんの赤松と申します。

本日は、このような機会を与えていただき、心から感謝申し上げます。

きょうさんは、旧称を共同作業所全国連絡会と申しまして、主に青年・成人期の障害のある人たちの働く場や日中活動の場、暮らしの場や相談支援の場、こういった事業所の皆さんのが加盟をしている全国連絡会であります。全国に今、千八百を超える会員がおります。

私どもは、今般の社会福祉法等の一部を改正する法律案、これに対しましては重大な懸念があるというふうに考えております。そういう観点で、本日は五点にわたつて我々の意見を発表させていただきます。

なお、資料といたしましては、私どもが昨年十月に取りまとめました「社会福祉事業とその担い手のあり方に関する見解」、これの概要と本文を配付させていただきました。

まず、第一点目でございます。

今回の議論では、他の経営主体との公平性、いわゆるイコールフッティングの観点が強調されました。その主な内容は、多様な経営主体が参入してきたのだから、社会福祉法人への特別な措置は取り扱つて、同じ条件にするべきだというものだと理解をしております。私たちは、この議論が社会福祉事業の原則である非當利性、公益性をなし崩しにしてはいるのではないか、このように考えております。

国民の命と健康にかかる社会福祉事業は、利益を生む、生まれないにかかわらず必要だという非當利性、それから、みずから利益ではなく、公共の利益のために行つという公益性、この二つが大原則であります。この非當利性と公益性は、その事業に誰が取り組もうとも貫かれるべき原則だというふうに考えております。社会福祉事業の主な担当手である社会福祉法人が強い公的規制と税制上の特別な措置等を受けているのは、この二つの原則を担保するためであります。

だとすれば、他の経営主体がこの分野に参入した場合にも同様の規制や措置を講じるのが筋ではないでしょうか。例えば、公金によって社会福祉事業に取り組む以上、事業からの収益を配当には

きょうさんは、旧称を共同作業所全国連絡会と申しまして、主に青年・成人期の障害のある人たちの働く場や日中活動の場、暮らしの場や相談支援の場、こういった事業所の皆さんのが加盟をしている全国連絡会であります。全国に今、千八百を超える会員がおります。

私どもは、今般の社会福祉法等の一部を改正する法律案、これに対しましては重大な懸念があるというふうに考えております。そういう観点で、本日は五点にわたつて我々の意見を発表させていただきます。

なお、資料といたしましては、私どもが昨年十月に取りまとめました「社会福祉事業とその担い手のあり方に関する見解」、これの概要と本文を配付させていただきました。

まず、第一点目でございます。

今回の議論では、他の経営主体との公平性、いわゆるイコールフッティングの観点が強調されました。その主な内容は、多様な経営主体が参入してきたのだから、社会福祉法人への特別な措置は取り扱つて、同じ条件にするべきだというものだと理解をしております。私たちは、この議論が社会福祉事業の原則である非當利性、公益性をなし崩しにしてはいるのではないか、このように考えております。

国民の命と健康にかかる社会福祉事業は、利益を生む、生まれないにかかわらず必要だという非當利性、それから、みずから利益ではなく、公共の利益のために行つという公益性、この二つが大原則であります。この非當利性と公益性は、その事業に誰が取り組もうとも貫かれるべき原則だというふうに考えております。社会福祉事業の主な担当手である社会福祉法人が強い公的規制と税制上の特別な措置等を受けているのは、この二つの原則を担保するためであります。

だとすれば、他の経営主体がこの分野に参入した場合にも同様の規制や措置を講じるのが筋ではないでしょうか。例えば、公金によって社会福祉事業に取り組む以上、事業からの収益を配当には

回せない、このように用途が厳しく制限されるのは当然のことです。これは、社会福祉事業の非當利性、公益性を担保するために必要な要素であつて、決して緩和されべき不要な規制などではないと考えています。

ところが、逆に、イコールフッティングの観点は、他の経営主体と同じ条件にするためにこの必要な要件を取り扱うというわけですから、この分野の経営主体が事業の非當利性と公益性を担保する前提が崩れてしまいます。

今求められるのは、憲法二十五条を踏まえ、非當利性と公益性の観点から、社会福祉事業の担い手のあり方に関する国民的な議論を尽くすことで、本日は五点にわたつて我々の意見を発表させていただきます。

まず、第一点目でございます。

一般的の議論は、社会福祉法人が黒字をため込んでいるというバランスに端を発しているわけで、この内部留保の正確な実態は把握できていません。したがいまして、議論の前提が崩れているんだという点でございます。

二〇一一年ころから新聞報道などで、社会福祉法人が多額の内部留保をため込んでいるという批判が相次ぎました。そして、ここでもイコールフッティングの観点が出てくるのですが、他の経営主体との公平性からして、税制面での特別な措置などがあつて黒字になつたんだから、社会貢献をして地域に還元しなければその存在意義が問われるといった意見が聞かれるようになつたのです。

まず、前提として、一部の社会福祉法人が過大な内部留保をため込んでいるという事実につきましては、私たちはこれを対岸の火事とするのではなく、社会福祉事業の適正な運営を図るべく、襟を正したいと思います。しかし、この一部の社会福祉法人の不適切な振る舞いをもつて、あたかも全ての法人が過大な内部留保をため込んでいるよう喧伝をする風潮や、そしてこれを理由に今般の法改正を行うということには、くぎを刺したいと考えております。



官民を挙げて今始まっています。

について盛り込まれております。この義務化につ

いと思ひます

八

障害のある人たちが、他の国民との平等を基礎として、当たり前に働き、選べる暮らしを実現する、そしてこの条約を社会の隅々に届ける、こう

について盛り込まれております。この義務化について、いささかの憤りを感じております。誤解のないように申し上げますが、やらないということではないございません。これまでもやってきたのではないかということあります。

このような過去のさまざまなかたわらを振り返り、すと、失礼を承知で申し上げますが、手のひらに返したようにいきなり義務化ということについては、憤りを覚えるものであります。

いと思います。  
社会貢献という言葉にはいささかの抵抗がござります。と申しますのは、社会福祉法人だから当たり前でしようという思いがあるからであります。しかし、ある意味、本業との区別においてわかりやすいことから、この表現に至つております。

く、障害のある人を初めとする困難を抱える人たちのニーズから出発をして、社会福祉事業の方に関する国民的な議論を広げていくこと、このことこそが今求められているのだということを申し上げまして、私たちの意見とさせていただきます。

について盛り込まれております。この義務化について、いささかの憤りを感じております。誤解のないように申し上げますが、やらないということではなくございません。これまでやってきたのではなくいかということになります。

御承知のように、我が国の社会福祉は、戦後の歴史の中で、立場によって捉え方はさまざまです。ると思いますが、十分ではない部分も多々ござりますけれども、一定、成熟した仕組みを構築されてきたものと思つております。

しかし、制度が成熟するにつれて、大変窮屈なものになり、そのひずみも多々見られるようになつてきました。

このような過去のさまざま状況を振り返り、すと、失礼を承知で申し上げますが、手のひら返したようにいきなり義務化ということについては、憤りを覚えるものであります。先ほど全国経営協の磯会長の方からのお話がございましたけれども、今回の改革の議論のプロ、スにおいて、社会の声としてもマスコミの報道においても、社会福祉法人は本業以外の取り組みがいま一つであるとか消極的であるとか、それら、社会福祉法人の役割を果たしていない、使全うできていないかのような御意見や報道多々ございましたので、その誤解の一部を解く

○渡辺委員長 ありがとうございました。（拍手）  
次に、菊池参考人にお願いいたします。

について盛り込まれております。この義務化について、いささかの憤りを感じております。誤解がないように申し上げますが、やらないということではなくございません。これまでもやつてきたのではなくいかということです。

御承知のように、我が国の社会福祉は、戦後の歴史の中で、立場によつて捉え方はさまざまであると思いますが、十分ではない部分も多々ござりますけれども、一定、成熟した仕組みを構築されてきたものと思っております。

しかし、制度が成熟するにつれて、大変窮屈なものになり、そのひすみも多々見られるようになります。また、実感してまいりました。その一つが、さまざまな制約、規制でございました。公金で賄われておりますこと、また、公の制度であるため、規制そのものが悪いと申し上げるつもりはありません。規制のあり方、内容の問題である感覚であります。

と、関係者の皆様方に心より御礼申し上げたいと  
思います。

について盛り込まれております。この義務化について、いささかの憤りを感じております。誤解のないように申し上げますが、やらないということではなくございません。これまでやつてきたのではなくいかということです。

御承知のように、我が国の社会福祉は、戦後の歴史の中で、立場によつて捉え方はさまざまあると思いますが、十分ではない部分も多々ござりますけれども、一定、成熟した仕組みを構築されてきたものと思つております。

しかし、制度が成熟するにつれて、大変窮屈なものになり、そのひずみも多々見られるようになつりましたし、実感してまいりました。その一つが、さまざまな制約、規制でございました。公金で賄われておりますこと、また、公の制度であるため、規制そのものが悪いと申し上げるつもりはございません。規制のあり方、内容の問題であると感じております。

細かいことを申し上げる時間はございませんけれども、私どもはこれまで国や地方の制度に基づいて、いささかの憤りを感じております。誤解のないように申し上げますが、やらないということではなくございません。これまでやつてきたのではなくいかということです。

私は、先ほど御発言された方のようく流暢にしゃべることはなかなか苦手なもので、人前に立つのにはなかなか好まないたちでございまして、いろいろお聞き苦しいところがあるかと思ひます

について盛り込まれております。この義務化について、いささかの憤りを感じております。誤解のないように申し上げますが、やらないということではございません。これまでやつてきたのではなくいかということです。

御承知のように、我が国の社会福祉は、戦後の歴史の中で、立場によつて捉え方はさまざまあると思いますが、十分ではない部分も多々ござりますけれども、一定、成熟した仕組みを構築されてきたものと思つております。

しかし、制度が成熟するにつれて、大変窮屈なものになり、そのひずみも多々見られるようになつりましたし、実感してまいりました。その一つが、さまざまの制約、規制でございました。公金で賄われておりますこと、また、公の制度であるため、規制そのものが悪いと申し上げるつもりはございません。規制のあり方、内容の問題であると感じております。

細かいことを申し上げる時間はございませんけれども、私どもはこれまで国や地方の制度に基づく事業を行つてきたわけですが、制度の枠組みの中だけではどうしても対応し切れないさまざまの問題が起こつてまいります。その日の前の課題は全て人の舌こかわるものであるうえでしか

が、お許しをいただきたいと思います。  
私、法人の理事長の立場ではござりますけれど

について盛り込まれております。この義務化について、いささかの憤りを感じております。誤解のないように申し上げますが、やらないということではなくございません。これまでやつてきたのではなくいかということです。

御承知のように、我が国の社会福祉は、戦後の歴史の中で、立場によつて捉え方はさまざまであると思いますが、十分ではない部分も多々ござりますけれども、一定、成熟した仕組みを構築されてきたものと思つております。

しかし、制度が成熟するにつれて、大変窮屈なものになり、そのひずみも多々見られるようになつりましたし、実感してまいりました。その一つが、さまざまの制約、規制でございました。公金で賄われておりますこと、また、公の制度であるため、規制そのものが悪いと申し上げるつもりはございません。規制のあり方、内容の問題であると感じております。

細かいことを申し上げる時間はございませんけれども、私どもはこれまで国や地方の制度に基づく事業を行つてきましたわけですが、制度の枠組みの中だけではどうしても対応し切れないさまざまの問題が起つてまいります。その日の前の課題は全て人の生活にかかるものであるわけですかね、放棄するわけにはまいりません。かといつて、それを支える制度がないからそのような事態

も、大阪府社会福祉協議会経営者部会の社会貢献事業の推進委員会の委員長の立場で、きょうは御発言をさせていただきたいと思っております。

について盛り込まれております。この義務化について、いささかの憤りを感じております。誤解のないように申し上げますが、やらないということではなく、十分ではない部分も多々ござりますけれども、一定、成熟した仕組みを構築されてきたものと思つております。

しかし、制度が成熟するにつれて、大変窮屈なものになり、そのひずみも多々見られるようになります。が、さまざまの制約、規制でございました。公金で賄われておりますこと、また、公の制度であるため、規制そのものが悪いと申し上げるつもりはございません。規制のあり方、内容の問題であると感じております。

細かいことを申し上げる時間はございませんけれども、私どもはこれまで国や地方の制度に基づく事業を行つてきたわけですが、制度の枠組みの中だけではどうしても対応し切れないさまざまの問題が起こつてまいります。その日の前の課題は全て人の生活にかかわるものであるわけですかから、放置するわけにはまいりません。かといって、それを支える制度がないからそのような事態が起るわけです。

誰が手を差し伸べるか、それは我々の使命として受けとめてまいりました。しかし、行政指導、

本日は、幾つか申し上げたいことがあります。が、まず最初に、先ほどからお話を出ております地域公益事業の義務化について、これまでの現実的なことを踏まえて申し上げたいというふうに思っております。

について盛り込まれております。この義務化について、いささかの憤りを感じております。誤解のないように申し上げますが、やらないということではなく、ございません。これでもやつてきたのではありませんか」といふことです。

御承知のように、我が国の社会福祉は、戦後の歴史の中で、立場によつて捉え方はさまざまなものになり、そのひづみも多々見られるようになつたし、実感してまいりました。その一つが、さまざまの制約、規制でございました。公金で賄われておりますこと、また、公の制度であるため、規制そのものが悪いと申し上げるつもりはございません。規制のあり方、内容の問題であると感じております。

細かいことを申し上げる時間はございませんけれども、私どもはこれまで国や地方の制度に基づく事業を行つてきましたわけですが、制度の枠組みの中だけはどうしても対応し切れないさまざまの問題が起つてまいります。その日の前の課題は全て人の生活にかかわるものであるわけですから、放置するわけにはまいりません。かといつて、それを支える制度がないからそのような事態が起つたのです。

誰が手を差し伸べるか、それは我々の使命として受けとめてまいりました。しかし、行政指導、監査等のもとで指摘の対象になつたのも、これは事実でございます。それは、その担当者が悪い、そういうことではなくて、制度のルールに反する、ルールそのものにあつたというふうに思われます。要するに、どんなにばつつか制度をつくつ

そして、先生方には釈迦に説法のようなお話も中には含まれておるかと思いますし、失礼な部分も一部発言の中にあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

このたびの法案において、地域公益事業義務化

について盛り込まれております。この義務化について、いささかの憤りを感じております。誤解のないように申し上げますが、やらないということではなく、これまでやつてきたのではなく、ございません。これまでやつてきたものと思つております。

御承知のように、我が国の社会福祉は、戦後の歴史の中で、立場によつて捉え方はさまざまであると思いますが、十分ではない部分も多々ござりますけれども、一定、成熟した仕組みを構築されてきたものと思つております。

しかし、制度が成熟するにつれて、大変窮屈なものになり、そのひずみも多々見られるようになつりましたし、実感してまいりました。その一つが、さまざまなもので規制でございました。公金で賄われておりますこと、また、公の制度であるため、規制そのものが悪いと申し上げるつもりはございません。規制のあり方、内容の問題であると感じております。

細かいことを申し上げる時間はございませんけれども、私どもはこれまで国や地方の制度に基づく事業を行つてきたわけですが、制度の枠組みの中だけではどうしても対応しきれないさまざまな問題が起こつてしまひります。その日の前の課題は全て人の生活にかかわるものであるわけですから、放置するわけにはまいりません。かといつて、それを支える制度がないからそのような事態が起つるわけです。

誰が手を差し伸べるか、それは我々の使命として受けとめてまいりました。しかし、行政指導、監査等のものと指摘の対象になつたのも、これは事実でございます。それは、その担当者が悪い、そういうことではなくて、制度のルールに反する、ルールそのものにあつたというふうに思われます。要するに、どんなそばらしい制度をつくつても、そのすき間が生まれてしまうということをございます。そのような制約のため、その結果として、さまざま思いを持ちながら、取り組みを自重せざるを得なかつた我々の仲間がたくさんいらっしゃいます。

このような過去のさまざま状況を振り返り、すと、失礼を承知で申し上げますが、手のひら返したようにいきなり義務化ということについては、憤りを覚えるものであります。

先ほど全国経営協の磯会長の方からのお話がございましたけれども、今回の改革の議論のプロセスにおいて、社会の声としてもマスコミの報道においても、社会福祉法人は本業以外の取り組みがいま一つであるとか消極的であるとか、それら、社会福祉法人の役割を果たしていない、使が全うできていないかのような御意見や報道多々ございましたので、その誤解の一部を解くためにも、あえて申し上げる次第です。

この地域公益事業の件に関して、今回の議論流れは、ある意味、私どもが以前から長年の願として國の方にお願いをしていたわけですので、その願いがかなつたわけでありまして大変喜ばしいことではありますけれども、残念なことに、二年の社会福祉法人に対するバッシングとも言え状況への答えとして実現したことについては、変残念に思う次第です。

しかし、多くの法人は、このような状況の中も、それぞれの身の丈に合った、地域ニーズ、合った活動を、目の前にあるさまざまな問題の解決のために大なり小なり取り組んでまいりました。しかし、それは当たり前の認識のもとでやてきたために、社会的に特別に発信することもなく今日に至っているのが実態であります。そのサービスを利用される方々も同じ認識にあつたと思われます。社会に対するアピールが欠落したことについて、改めて反省するとともに、悔まれてなりません。

また、個別の法人の取り組みとは別に、地域ネットワークのものでの展開や、法人間のネットワークによる展開も行ってまいりました。

本日は、その一つであります大阪の社会貢献業について、その状況を報告させていただきたいと思います。

いと思います。  
社会貢献という言葉にはいささかの抵抗がござります。と申しますのは、社会福祉法人だから当たり前でしようという思いがあるからであります。しかし、ある意味、本業との区別においてわかりやすいことから、この表現に至つております。  
大阪では、これまで、老人施設部会の生活レスキュー事業、保育部会のスマイルサポート事業の取り組みをしてまいりました。この二十七年度からは、障害施設や養護施設等全ての社会福祉施設がかわって、社会福祉法人を軸とした大阪版「あわせネットワーク」の愛称のもと、生活困窮者自立支援法の取り組みも含めて事業を開することになりました。  
それでは、その事業の内容について御紹介を申し上げたいと思います。  
資料をめくついていただいて四ページ目に、「社会福祉法人の強みを活かしたワンストップの総合生活相談」というのがございますので、そこをお聞きいただきたいと思います。  
これはイメージ図でござりますけれども、この事業を始めるきっかけになつた、当時の老人施設部会部会長の三上了道氏の思いを少し申し述べたいと思います。ちょっと読み上げさせていただきたいと思います。  
戦前、国の制度が十分整備されていない中、社会事業家と呼ばれる人々は、地域の福祉課題を解決するため、社会福祉施設、社会福祉法人をつくり、先駆的に取り組んできた。社会福祉法人の存続感を改めて示すためには、社会福祉施設経営、介護保険事業経営だけではなく、社会福祉法人が有する施設機能、専門性やノウハウを生かして地域の福祉課題に積極的に取り組み、他の経営主体との違いを明確に示す必要がある。今改めて社会福祉法人制度の創設の理念に立ち返り、社会福祉法人として社会の期待に応えるため、公益性のある事業をみずから開拓して展開させるところに社会福祉法人の使命があると言わねばならない。

この事業を始めるに当たって、このようなコメントを表明しております。

これは実は、きっかけになりましたのは、公的な参入主体がかわってくる中でこのような考え方についたということござりますし、それまでもそういう思いを持ちながら事業を展開してきたということでもございます。

この生活レスキュー事業、少し細かい字で大変恐縮でございますけれども、ごらんいただきたいと思います。

社会福祉法人、府内の千五百施設が、今後のオール大阪の取り組みとしては、それだけの施設がかかる予定であります。真ん中に大阪府社会福祉協議会がございまして、その千五百の施設が、右端にあります生活困窮家庭、そこに対しても支援を送るというものでございます。これは、各関係施設が資金を拠出して、その資金を貢献基金委員会の方で管理して、必要に応じて給付をしていくというものです。

下の枠の中、左の点線のところに書いてあります、「生活困窮者に寄り添い、制度の狭間を埋め、既存の制度につなぐ」。これは、実績として平成十六年から二十五年度まで。一つ目、対象者に寄り添う総合生活相談、既存制度へのつなぎ、自立支援、三万件以上。緊急的な経済援助、これが五千二百二十二世帯以上。地域住民から寄附物品等をいただいてそれを困窮家庭に回していく、これが二千件以上ということでございます。

右の方ですが、幅広い年齢層、十代から八十歳の方でございますけれども、ここで少し注目をいただきたいのは、棒グラフの一番下のところ、これは行政でございます。ちょっと白

黒になつておりますので見えにくいかもわかりませんが、一番下のところは、行政から紹介された事例でございます。それが大体五〇%に及んでいます。

それはどういうことかと申しますと、先ほど申し上げましたように、制度そのものが万能ではない、そのはざまにあるさまざまな課題が山積している、非常に多岐多様にわたつておるということだと思います。それに対して応えていたいと思います。

ちょうど時間のかげんで次に移りたいと思いま

すが、保育部会の方では、スマイルサポート事業というのに取り組んでまいりました。

これは、きつかけとなりましたのは、一九七〇年代から八〇年代にかけて、ベビーホテルでの子供の死亡事故等、悲惨な事故がございました。そ

ういったときに、現在、大阪府社会福祉協議会経営者部会の高岡会長が、保育園はこのままではだ

めだ、何とかしなきやということで、一万人の女

性の育児に関する意識調査というのを実施いたしました。これは戸別配布をして戸別回収をする

ところ、回収率が八〇・九七%という、非常に高い、まれな回収率でございました。

その結果で得たものをもとに取り組んだのが、最初には育児相談事業でございました。それが、電話の育児相談から始めて、それぞれ個別の保育園で実施することになって、それを平成十九年か

らスマイルサポート事業に転換ていった。

要するに、それはなぜかと申し上げますと、育児相談で始めた中で、その資料の中にもあるかと

思いますが、府内六百五十の会員保育園等の八〇%以上に配置をしております。一千五百六十

六年を現在スマイルサポートで認定しております

が、その次が問題でございまして、平成二十五

年度の相談実績では年間五万四千件の相談。これ

は年度によつて大きく違つてあります。八万件く

らいを数えた年度もございました。約一〇%が、

保育、子育て以外、就労とか虐待問題、いろいろ

家庭問題、経済問題になつてきた。要するに、育

児相談が始めたものが総合生活相談の役割を担うようになつてきたということをございます。

そして、最初の資料に戻つていただきたいんで

すが、今年度からは、先ほどから申し上げますよ

うに、オール大阪の取り組みとしてやつていま

しょうということで、このパンフレットに書いて

ありますように、これを総合的にあわせていつて

みんなで取り組んでいきましょう、そうすること

によって、それぞれの持味を生かして、さらに

手厚い援助ができるようにしていきましょうとい

うのがオール大阪の取り組みでござります。これ

はまた後ほどごらんいただければというふうに思

います。

先ほどから磯会長の方からお話をございました

けれども、現在、この取り組みが非常に全国的に

広がつてきておりまして、東京都、神奈川県、埼

玉県、滋賀県、京都府、兵庫県、香川県、宮崎

県、熊本県、大分県等でその取り組みが始まつて

おります。さらに、それに追随して他府県でも取

り組みが始まろうとしております。

個別の法人においてそのような取り組みをした

ことと、社会福祉法人の使命に基づいてこれまで

もさまざまな取り組みを行つてしまつましたが、

連携してより大きな規模の組織にすることと、よ

り幅の広い、きめの細かい対応ができるようになつたとということをございます。

この年になつて青臭いことを申し上げるよう

恐縮ですけれども、私どもは、単に施設経営を行

うことと終始するものではございません。そこに

は、相手に対する人としての心からの思いがなければなりませんし、その人が幸せを感じる状況に

向けた取り組みがなければ、本当の意味での福祉

事業とは言えないと思つております。

この年になつて青臭いことを申し上げるよう

恐縮ですけれども、私どもは、単に施設経営を行

うことと終始するものではございません。そこには、相手に対する人としての心からの思いがなければなりませんし、その人が幸せを感じる状況に

向けた取り組みがなければ、本当の意味での福祉

事業とは言えないと思つております。

一〇〇%とは申しませんが、そのような思いを

持つた方々が自分の財産を寄附することで社会福

祉法人を設立し、今日に至つております。家族経

営者協議会の会員の一人でございます。会員の

一人として、社会福祉法人にかかる者の一人と

して、磯会長の発言内容の全てにおいて思いは同じでありますことをお伝え申し上げたいと思いま

す。

その中で、改めて特に申し上げたいことがござ

ります。

これも先ほどからお話を出していることと重なり

ます、どのようなすばらしい制度を構築して

捉えておりますが、今後の御審議の中で、この

制度の満たされない部分を柔軟に対応するのを社会福祉法人の使命であると認識しております。

慈善事業、社会事業、社会福祉事業と、歴史を

ひもといてみますと、社会福祉の先達の方々が、

さまざまな社会状況の中で生活に困難を来してい

る方々に対する人への思い、その問題の感知力と

解決手法を生み出す創造力、そして解決に向

けた行動力をもつて、実践し、その成果によつてさ

まざまな新たな制度が構築されてきたことを認識

しておりますし、また歴史の流れの中で感じ取

ること、確認することができます。

今後の福祉をより効果的なものにするために、社会福祉法人の自主性、主体性、自立性が欠けてはなりません。これまで以上にこの点を尊重していただき、これを損なうことのないよう、この件に関して強くお願ひ申し上げます。

最後になりますが、福祉の心とは何かとの問い

に、人を思いやる気持ちと答えた尊敬する知人が

おります。

この年になつて青臭いことを申し上げるよう

恐縮ですけれども、私どもは、単に施設経営を行

うことと終始するものではございません。そこには、相手に対する人としての心からの思いがなければなりませんし、その人が幸せを感じる状況に

向けた取り組みがなければ、本当の意味での福祉

事業とは言えないと思つております。

この年になつて青臭いことを申し上げるよう

恐縮ですけれども、私どもは、単に施設経営を行

うことと終始するものではございません。そこには、相手に対する人としての心からの思いがなければなりませんし、その人が幸せを感じる状況に

ような見えざる事実についても御考慮いただければと願っております。

本当に最後になりますが、仏をつくって魂入れずの言葉がござります。社会福祉制度は、制度はいわば仏であり、魂はその運用と実践であると考えております。これまで、運用をうまくできなかつたことによって、その制度が十分に生かされないことがたくさんございました。したがいまして、制度の運用は行政の役割であり、実践は私どもの役割であると自覚しております。制度が生きるか死ぬかは運用と実践によつて決まるものだと信じております。

今後とも、引き続き、人を思いやる気持ちを基盤に、今後の福祉制度に魂を入れる仕事の一翼を担つてまいりますとともに、そのはざまにあるさまざまな生活課題にこれまで以上に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○渡辺委員長 ありがとうございました。（拍手）

○茨木参考人 まず初めに、このような場を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、大阪を中心に組織をしております社会福祉施設経営者同友会の茨木と申します。よろしくお願いいたします。

ますが、まず初めに申し上げたいことは、社会福祉法人を守るであるとか社会福祉法人への非課税の措置を守るという二点であります。

行く末は、この国の社会福祉のあり方そのものを変える非常に大きな問題を含んでいるというふうに申し上げたいと思います。

この法案を読ませていただきて、そこに、今全国で作業所に通つている仲間の皆さん、あるいは保育で一生懸命遊んでいる子供たち、高齢者の方々、あるいは、それを担う、そこで働く人たちの姿が余りにも見えない、そういう法案であると、いうふうに私は感じております。

「宮の原則」に、今までもお話をありましたように、社会福祉法人の責務として第二項が設けられました。そこでは、「社会福祉法人は、」日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。としております。いわゆる積極的な義務を社会福祉法人に課しているわけです。

これは簡単に言えば、今、格差、貧困が広がる社会の中で、そのはざまで、社会問題で非常に困っているそういう人たち、あるいは、今、生活保護や医療、介護の窓口が非常に狭くなっています、そういう制度利用の窓口がどんどん厳しくなる中で、その対象外になつた人たちへのサービス、こうした制度のはざまの課題を社会福祉法人のお金と人を使って担つてくださいというふうな、そういう義務ではないかというふうに思つてあります。

社会福祉法の第六十一条ではこういうふうに述べています。「国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を經營する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めるなこと。」そして、国は、「社会福祉事業を經營する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。」これが社会福祉法第六十一条で述べられています。

今回の義務化は、法的にも社会福祉法人の経営に国が関与し、あるいは自主性を損なう、そういう意味では、明確な社会福祉法第六十一条違反ではないかというふうに私は思つております。

さらにつけ加えれば、このような義務を課す云々という以前に、今ると皆さんがお話ししされましたように、全国で多くの社会福祉の事業者が、あるいは法人が、ないものは自分たちでつくらんや、そういう气概を持つて、障害を持つても働きたい、あるいは、この町で一緒に暮らしたい、安心して子供を産み育てたい、そういう当事者、家族、地域の皆さん的要求や思いを受けとめて、先進的、献身的に事業を立ち上げてきた。

私どもの法人でも、戦後、戦災で焼け出された母子の方あるいは孤児、そういう人たちを支援しながら、十円保育、十円持つておいでということで子供たちを集めて保育を始めた、そういう長い歴史の中で私たちが築いてきたものがあります。

そして、それを制度化してきたのが社会福祉制度です。そういう意味では、社会福祉法人の歴史そのものが社会貢献であり、地域公益活動なんだと思います。

第二の問題は、社会福祉法人のいわゆる内部留保。最近では、このいわゆるという言葉がつきます。内部留保とはもう言えない、そういうことだというふうに思います。一言で言いますと、社会福祉法人には内部留保は存在しません。今回、このいわゆる内部留保を地域公益活動の財源としていることが非常に私は問題だというふうに思っています。

内部留保とは、本来、営利企業における株主配当等を除いた上でのもうちの蓄えのことです。社会福祉法人が、その事業の公益性、非営利性のものとに、将来的に持続する経営と事業の発展のために資金を確保していくことは、全く次元の違うものです。これらの資金は、施設の長期修繕あるいは建てかえ、人件費、新たな事業の準備、そういうう社会福祉事業のために使うという明確な目的を持つた必要資金です。

このいわゆる内部留保は、ここ数年、ため込んだりする社会福祉法人、あるいは特養の純利益はトヨタ以上というような、マスコミを通したバッシングが随分激しくありました。

結局、この内部留保の定義も二転三転し、余裕財産、再投下対象財産というようにネーミングもころころ変わり、今回の法案では社会福祉充実残額としていますが、その算定方法の基準、つまり控除する資産の中身ですね、それについても実は現在検討中であるというふうに言われています。逆に言いなれば、こうした生活困窮者等への対策を、今もつてあるかないかわからないそういう

社会福祉充実残額により実施される程度のものでよいのかなどということだと思います。

四月の介護、障害の報酬単価の改定で、現場は大変厳しくなっています。特養の五〇%は赤字になるのではないかとうふうに言われています。そうした中で、社会福祉充実残額の余裕もないと中で新たな費用負担が生まれ、今でも、障害者の皆さんあるいは高齢者の皆さんのが、社会福祉使用者として社会福祉サービスを受けながら人として当たり前の暮らしができているのか、そういうことが保障されているとは言えない状況がまだますあります。そういった利用者さんへのしわ寄せ、それから、ただでさえ低い処遇水準の労働者へのしわ寄せという、二重のしわ寄せが起ることになります。

社会福祉事業の報酬は、本来の社会福祉事業のために使われなければならないと考えます。

第三の問題です。今回の制度改革の根底にあるイコールフットティングです。

地域公益活動の義務化は、もうかる分野にさらなる企業参入を促し、それ以外の採算のとれない分野を社会福祉法人が担うという差別化を促進するのではないかというふうに考えます。

この間、福祉に参入した営利企業の実態、モラルハザードが随分明らかになっています。例えば、介護保険事業における虚偽の指定申請や不正請求などによる指定取り消し処分の七割から八割は営利企業です。帝国データバンクの調査では、介護事業所の休廃業、倒産はこの三年間で三倍、その四割が株式会社です。障害分野でも、就労移行支援や放課後等デイサービスに企業進出がどんどん進み、利益を上げるための利用者獲得競争、配置基準が守られない、架空請求、支援の専門性のことなど、社会福祉法人と同様の厳しい規制をすいます。

福祉は非営利が原則です。イコールフットイングを言うのなら、現在参入している営利事業者に対し、収益の全ては社会福祉に再投資するという

るべきだというふうに思います。

第四の問題は、経営組織の見直しです。

法案には、全法人への評議員会の必置、評議員会を議決機関とすること、一定規模以上の社会福祉法人へ会計監査人を置くことなどが決められています。全国の約二万、施設経営をしている法人でいうと一万七千、その社会福祉法人のうち小規模法人が多くを占めています。一律の導入は過大な負担を生みます。

さらに、これまで評議員会は、地域の住民や地域福祉の関係者、あるいは保護者、そうした地域に根差して法人運営を行うという意味で大変御協力いただいてきた評議員の方がたくさんいらっしゃいます。しかし、今回、評議員会が外部監査、外部監督のような組織に変わるのはいか、そういう不安を持ちます。

制度改定の議論の中で、合併や吸収による社会福祉法人の大規模化や非営利のホールディングカンパニーなどの議論もされてきました。そういう意味では、今回、法案で解散、清算、合併の手続をする小規模法人が淘汰され、財源も人材も目前で有効活用できるようした大型法人を目指す方向なのかと思われます。

大事なのは、法人の大小にかかわらず、地域の中で支援の必要な方々に丁寧に向き合い、支援を重ねることではないでしょうか。

第五の問題です。退職手当制度の見直しです。先ほど、きょうされたんの方も言わされました。これは、社会福祉に従事する人材確保を目的とする意味では、全く真逆の措置であります。前回、介護保険事業者が外され、今回、障害が外され、二〇一七年には保育も外されるのではないかと言わわれています。公費助成がなくなることで、制度の加入が減ることも予想されます。もともと低い賃金水準の福祉労働者の退職金のめどさえ持てない。

福祉で働く職員の待遇改善は、社会福祉事業のこれからを左右する最大の急務です。公益性の徹

底が今回の法改正の目的ならば、社会福祉の仕事に見合う給与水準を保障する報酬をしっかりと設定するべきだというふうに思います。

本日お手元にお配りした資料は、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会とNPO法人日本障害者センターが中心となり組織された社会福祉事業のあり方検討会が、昨年の十二月からことしの二月にかけて実施された社会福祉法人アンケートです。

全国二万法人のうち約一万五千法人に郵送し、二千百五十六の法人から回答が寄せられました。まず、この制度改革について、詳しく知らなければいけない、そういう実情があります。さらに、地域の公益活動の義務化については、強制すべきではない、既にもうやっている、そいつたところが九三%、義務づけるべきではないとしています。そして、もしも余裕財産というものがあるとしたら、実際は余裕ないんですけども、七九%が、利用者に対する支援の質の向上、職員の待遇改善に使うべきだというふうにしています。

現実は厳しい財政状況の中でも、利用者の暮らしと権利を守り、職員の労働を守り、そして経営を守り、地道に現場では実践を行っています。このアンケートの答えは、そんな現場を代表する大変真っ当な答えではないでしょうか。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人です。今回の法案は、成長戦略による福祉の市場化を進めるために、イコールフットティングにより社会福祉法人への支援措置を縮小する、その一方、財務規律や組織改革、行政担当する規制を強めながらイコールフットティングにより公益性を薄めるという、大変矛盾に満ちたものです。

本来、全ての社会福祉にかかる事業と活動は、国民の命と尊厳、幸せにかかる憲法二十一条が原則です。人の尊厳にかかる価値を、金もうけや市場化や成長戦略や、そういうテーブルで論じること 자체が私は問題だというふうに思いました。

私は、社会福祉の現場に立つ者として、法案の拙速な審議、採決はやめていただき、真に国民一人一人の命と暮らしを守られる、憲法に基づく人権原理が貫かれた社会福祉制度を求めるものであります。

以上、社会福祉の現場に働く者として発言させていただきました。ありがとうございました。  
(拍手)

○渡辺委員長 ありがとうございました。  
以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○渡辺委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

○堀内詔子君 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀内詔子君。

○堀内詔子君 本日は、質問する機会を与えていただきます。ありがとうございます。自由民主党の堀内詔子です。

また、本日は、傍聴席に大勢の皆様方がおいでです。この皆様方のお姿を拝見しても、今回の制度改革については多くの方の御興味がある、そういった重要な改革だと思っております。身の引き締まる思いがいたしております。

社会福祉法人は、戦後、公的な機関で疲弊した国民全体にその社会福祉といいうものが十分に行き渡らせることのできなかつた中に、サービスを民間の力をかりて賄つた、そういうことに端を発している制度であります。

これまで長きにわたつて日本の社会を支えてきたくれた社会福祉法人の力を、今回の社会福祉法改正で十分に引き出すきっかけになることを期待しております。

○磯参考人 ただいまの御質問についてござりますけれども、よく、二〇一五年には三十八万人の介護人材が不足するということが言われております。やはり、さまざま提案がされておりますが、これは、できるできないということよりも、やつていかなければならないという覚悟を持つてさまざまな取り組みを進めていくべきだろう。

しかしながら、今、国として出されている政策

どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、磯先生にお伺いいたします。

先生は、先ほど自己紹介してくださいましたよ

うに、七千もの社会福祉法人が参加する全国社会

福祉法人経営者協議会の会長でもいらっしゃいま

す。福祉事業に携わり二十年以上、経営者とし

て、社会福祉法人の経営について高い知見をお持

ちでいらっしゃいます。

まず一つ目の質問に移らせていただきます。

社会福祉事業といわゆる経済合理性、この二つはどういうような関係にあるとお考えになつていらっしゃいますでしょうか。

○磯参考人 ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

社会福祉法人は、先ほども言いましたように、非営利性を担保するとともに、非常に公益性の高い組織であるということはまず確実なことです。

うと思います。しかし一方で、制度が変わり、措置制度から契約制度へ変化していくという中で、法人の運営のみならず、法人経営というものに対してもやはり強化をしていかなければならないと

いうふうに思つておりますので、その点はバランスを持つて考えていく必要があろうかと思つております。

社会福祉法人は、成長戦略による福

祉事業を行つてきました。この皆様方のお姿を拝見しても、今回の制

度改革については多くの方の御興味がある、そ

ういった重要な改革だと思っております。身の引き

締まる思いがいたしております。

社会福祉法人は、戦後、公的な機関で疲弊した

国民全体にその社会福祉といいうものが十分に行き

渡らせることのできなかつた中に、サービスを民

間の力をかりて賄つた、そういうことに端を発

している制度であります。

これまで長きにわたつて日本の社会を支えてきた

くれた社会福祉法人の力を、今回の社会福祉法

改正で十分に引き出すきっかけになることを期待

しております。

○磯参考人 ただいまの御質問についてござりますが、

おられます。近い将来、介護人材が不足すると言わ

れております。この課題へどう向き合つていった

らよいか、お考えをお聞かせ願いたいと思いま

ります。

○磯参考人 ただいまの御質問についてござりますけれども、よく、二〇一五年には三十八万人の介護人材が不足するということが言われております。やはり、さまざま提案がされておりますが、これは、できるできないことよりも、やつていかなければならないという覚悟を持つて

さまざま取り組みを進めていくべきだろう。

しかしながら、今、国として出されている政策

るべきだというふうに思います。

第四の問題は、経営組織の見直しです。

法案には、全法人への評議員会の必置、評議員会を議決機関とすること、一定規模以上の社会福祉法人へ会計監査人を置くことなどが決められています。全国の約二万、施設経営をしている法人でいうと一万七千、その社会福祉法人のうち小規模法人が多くを占めています。一律の導入は過大な負担を生みます。

さらに、これまで評議員会は、地域の住民や地域福祉の関係者、あるいは保護者、そうした地域に根差して法人運営を行うという意味で大変御協力いただいてきた評議員の方がたくさんいらっしゃいます。しかし、今回、評議員会が外部監査、外部監督のような組織に変わるのはいか、そういう不安を持ちます。

制度改定の議論の中で、合併や吸収による社会

福祉法人の大規模化や非営利のホールディングカンパニーなどの議論もされてきました。そういう意味では、今回、法案で解散、清算、合併の手続をする小規模法人が淘汰され、財源も人材も目前で有効活用できるようした大型法人を目指す方向な

のかと思われます。

大事なのは、法人の大小にかかわらず、地域の中で支援の必要な方々に丁寧に向き合い、支援を重ねることではないでしょうか。

第五の問題です。退職手当制度の見直しです。先ほど、きょうされたんの方も言わされました。これは、社会福祉に従事する人材確保を目的とする

意味では、全く真逆の措置であります。前回、介護保険事業者が外され、今回、障害が外され、二〇一七年には保育も外されるのではないかと言わ

われています。公費助成がなくなることで、制度の加入が減ることも予想されます。もともと低い賃金水準の福祉労働者の退職金のめどさえ持てない。

福祉で働く職員の待遇改善は、社会福祉事業の

これからを左右する最大の急務です。公益性の徹

本日は、社会福祉法人制度改定について、五人の識者の先生方にお伺いいたしました。磯先

生、松原先生、赤松先生、菊池先生、茨木先生、

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十号 平成二十七年七月十日

の中でも余り決定打というものがないわけでござります。

今回の改定も同じようなものであるかも知れませんけれども、私自身は、現場で仕事をしておる者の一人として、それに加えて、それぞれの法人がそれぞれの地域においてその実践をしっかりと示し、先ほど来お話を出ておりましたよう

に、地域における公益的な取り組み等を通じて住民の関心を高めていき、そして結果的には、いい方向に進めていく。地域の方がその社会福祉法人

のことを知つていただくことによって、ここにボランティアに来よう、またここで勤めていこう、そういう地道な活動がやはり最善の策ではないかななどいうふうに私自身は考えております。

人材確保に関しては、私も京都でございますけれども、京都府の取り組みが非常に実績を上げておりますので、また御参考にしていただきながら、確保だけではなく、育成、そして定着をあわせて考えていくことが必要かと思っています。

○堀内(詔)委員 ありがとうございます。確かに、京都市の取り組みが非常に実績を上げておりますので、また御参考にしていただきながら、確保だけではなく、育成、そして定着をあわせて考えていくことが必要かと思っています。

○堀内(詔)委員 ありがとうございます。確かに、京都市の取り組みが非常に実績を上げておりますので、また御参考にしていただきながら、確保だけではなく、育成、そして定着をあわせて考えていくことが必要かと思っています。

やはり、地道な取り組み、それが何よりも必要だと思います。

また、さらに続けて磯先生に質問させていただきます。

先般の報酬改定において、介護、障害の両分野とも実質報酬ダウンとなりました。次回、平成三十年改定は医療分野との同時改定が予定されておりります。この改定について御所見をお伺いしたい

○磯参考人 障害、介護におきまして、今回の報酬改定で、全体的に、声を聞くところによりますと、介護で約5%，そして障害で3%ぐらいのダウンということを聞いております。

もちろん、それによって厳しい状況が生まれてきたわけですが、我々経営者としては、先ほどお話をありましたけれども、そのことをすぐ人に件費に直結させるというようなことは、私自身は経営者として失格であると思つておりますので、やはり、この現状、日本の国情を踏まえて、

この報酬単価において、例えば収入増を図つてい

くために、介護報酬であれば、障害もそうであります。そのためには、御存じのとおり、いかに

ますが、加算をとつていくということで収入を上げていく、また、支出を見直していくというよう

なことを徹底的に進めていくということで今までのことを何とかカバーしていくことが、ま

ず経営者としての役割だと思っております。

最終手段として、どうしても立ち行かなくなつた場合には人件費を削減するという状況が起こり得るかもしれませんけれども、その段階までには至つていないと私は理解をしております。

○堀内(詔)委員 ありがとうございます。磯先生のさらなる経営手腕を發揮していただきま

す。磯先生はお医者様でもあらまして、献身的に福社事業を推進されておりましたことに深く敬意を表します。これからも御活躍いただき、御指導い

ただきたいと思います。ありがとうございます。また、松原由美先生にお伺いしたいと思

います。先生は、社会福祉法人について多くの論文を発表なさつていらっしゃいます。社会福祉法人に大変な御見識をお持ちと伺つております。社会福祉事業は非営利組織であり、それに見合った分析は

必要である、また、営利企業の経営分析とは異なる、そういうもの二つを同一視することによつて混乱と誤解を招いているといった注意喚起をな

ります。この改正について御所見をお伺いしたい

と思います。

○磯参考人 おきまして、今回の報酬改定で、全体的に、声を聞くところによりますと、介護で約5%，そして障害で3%ぐらいのダ

ウンということを聞いております。

そういった中、公的資金で賄われる社会福祉法

るのかという御質問と賜りました。

當利企業の場合には、御存じのとおり、いかに多くの利益を出しているかということが大切になりますけれども、そうではなくて、非営利組織、社

会福祉事業の場合は、まさに本業をどれほど全うしているのか、ミッションを最大化しているの

か、この点で評価されるべきと考えます。

また、財務諸表の面につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今の現状では、利益は配当しないというだけで、配当はしないということは将来のコストとしては使われることは確実なんですか、それとも、その将来のコストが必要なものなのか、それ以上なののかということの明確化はやはり必要だと考えております。

といいますのも、この事業というのは、サービスを利用しない人までもがそのコストを負担して、公的資金で賄えている事業ですので、こういった事業におきましてはなるべく低廉なコストで行うという意味でも、必要以上のものなのか、

必要な利益なのかというこの明確化を今後は図つていくことが求められるのではないか。

そのためにも、まずは情報開示、そして、今回、内部留保につきまして、必要な内部留保と

それ以上と明確化するようになりますけれども、そのためにも、まずは情報開示、そして、今

回、内部留保につきまして、必要な内部留保とアカウンタビリティを果たしていく必要があ

る。

繰り返しますが、何で評価されるべきかと云うと、本業が全うされているかどうか、一方で、財務諸表に關しましては、人件費も含め適正な支出を行つた上で、必要利益以上を上げているかどうか、必要利益以上であれば、今内部留保でやるうとしていますけれども、計画的に本業の充実、地

域貢献に使う、そういったことが達成されているかどうか、こういった点で評価されていくべきと考えております。

○堀内(詔)委員 ありがとうございます。松原先生にお伺いしたのですが、社会

ております。その件に關してどのような御意見をお持ちでいらっしゃいますか。

○松原参考人 先ほど申し上げましたとおり、當利企業の利益と非営利組織の利益は全く異なるものでございます。當利組織の利益というのはまさ

に自由に処分できるものですから、非営利組織の利益は事業にしか投下できませんので、将来のコストです。将来のコストに課税するというこ

とがあつてはならないと考えております。

○堀内(詔)委員 ありがとうございます。松原先生にお伺いしたいんで

すが、財政面におきましても、社会福祉法人への誤解があると主張されております。この点について、もう少しわかりやすく御説明いただけます

と思います。

○松原参考人 財政面についての誤解の最たるもののは、内部留保についてでございます。

まず、内部留保について、特養に関して、一施設当たりの内部留保が三・一億円もあるというこ

とで、もう過ぎ、ため込み過ぎと批判されたわ

けでございますが、このとき指している内部留保というのは、ちょっと専門的になりますけれども、貸借対照表の右側の貸方側ですね、貸方側に

あるいわゆる一般企業でいう利益剰余金、利益剰余金を指して、三・一億円もある、こんなにため込んでいるという話をしているわけですから

も、そもそも貸方の利益剰余金というものは、あるかないのか定かではないものでございます。

多くの事業は借金などしております。組織外に流出しておりますので、利益剰余金というはあるかないかわからない。あるかないかわからない

金額を指して、過大だ、活用しろということは、これは筋違いだと思っております。

もう一点。では、あるかないかわからない方で

はなくして、実在している、いわゆる換金性資産で

すね、借方側にある換金性資産をもつてこれを過大だという向きもありますけれども、これにつきましても、絶対額だけで過大か否かを判断できるわけがございません。何らかの基準を持つて初めて、過大なのかどうなのかわかるのでござります。

現在行われている議論というのは、まず対象が間違っている、そして、判断基準なく、過大だ、活用しろと言われている、この点が最大の誤解だと思っております。

○堀内(詔)委員 ありがとうございました。

社会福祉法人についてのさらなる御考察を深められ、御指導いただきたいと思っております。

松原先生、ありがとうございます。

続きまして、赤松先生にお伺いしたいと思いま

す。

きょう皆さんの方には、障害者への福祉

サービスを献身的に御提供くださり、小規模作業

所を始め、通所型事業所、グループホーム、相談

センターなど、障害のある方とともに豊かな地域

社会、地域づくりを進めていただいておりますこ

とに心から敬意を表します。

赤松先生に質問させていただきたいと思います。

共同作業所が、障害者やその御家族に多くの恩

恵を与えていると私も思っております。けれど

も、小さい規模のものが多い中で、今回の改正が

どのような影響を与えるか、どのような形で小さ

い作業所が生き残つていけるお考えになつてい

ますでしょうか。

○赤松参考人 御質問ありがとうございます。

おつしやるとおり、共同作業所は、その成り立

ちから申し上げまして、非常に小規模なところが

多うございます。その後、社会福祉法人格やN.P.

○法人格を取得したところも、やはり規模の小さ

いところが多うございます。

今般の法改正においては、こういう小さいところがもう生き残れないのではないかという不安を

非常に多く感じておるというのも現状でございま

す。

大変悩ましい問題であると思つております。

介護人材に限らず、保育士の確保の問題につきましても、昨年度は特に厳しい状況にあつたかと

思います。少子高齢化がどんどん進む中

で、ますますそれは厳しい状況になるのではないか

かなど思つておりますけれども、私ども、大阪の

社会福祉協議会の中で人材センターがございま

す。

私ども、先ほども申し上げましたが、小規模な

法人が地域で果たしている役割というものを改め

て確認をする必要がある。そして、大きな法人に

は大きな法人の役割が当然ございますし、小さな

法人には小さな法人の役割も当然地域の中ではあ

るわけでございまして、小さいからこそ機動的に

対応できる福祉サービス、こういったことも実際

にあるわけです。

ですから、このように本当に複雑に福祉ニーズ

が多様化してきている現代においては、法人の規

模の大きいところも小さいところもそれぞれの持

ち味を出して、そして福祉ニーズにトータルとし

て対応しているける、そういう仕組みをつくること

が大事なのであって、何か大きい法人が生き残る

ような仕組み、そちらの方に偏るような仕組みで

は、小さい法人はつらいというふうに思つております。

以上です。

○堀内(詔)委員 ありがとうございました。

これからも菊池先生の御奮闘をお祈り申し上げ

ます。

最後、時間がなくなつてしまひましたが、茨木

先生に一つお伺いしたいと思います。

先生は、社会福祉施設経営者同友会の会長でも

いらっしゃいます。社会福祉法人のこれからにつ

いて、どのような将来像を持っていらっしゃいま

すか。

○茨木参考人 社会福祉法人は、これからも、社

会福祉事業の主たる担い手としてその役割が發揮

されなければならないというふうに思つていま

す。ずっと議論にもありますように、公益性、非

営利性を担保に、今後も、利用者さん、地域の皆

さん、御家族の皆さんとの権利と暮らしを守つて、

社会福祉法人は奮闘してまいります。

○堀内(詔)委員 ありがとうございました。

本日、先生方それぞれのお立場からの御意見

が、国民の皆様方のお声を代表しているものと思

います。貴重な御意見をありがとうございます。

この社会福祉法人制度の改革を機に、より一層

の福祉の充実を目指してまいりますので、今後と

も皆様方の御指導をどうぞよろしくお願ひいたし

ます。

本日はありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 きょうは、五人の参考人の方々、ま

ことに重要なお詫、ありがとうございました。お

一人お一人の御発言、そのとおりだなど私は本当

に感銘を受けました。

そういう意味では、この四月、介護報酬は、消

費税の増税分を差し引きしますと過去最大の引き下

げとなりました。また、障害者福祉の報酬に関

して、物価上昇分を差し引くと史上初の引き下

げになります。特に、障害に関する問題でもな

いかなどいうふうに思つておりますので、国それ

から地方自治体のお力添えもいただきながら、何

とかいい形を生み出していきたいというふうに

思つております。

○堀内(詔)委員 ありがとうございました。

これからも菊池先生の御奮闘をお祈り申し上げ

ます。

最後、時間がなくなつてしまひましたが、茨木

先生に一つお伺いしたいと思います。

先生は、社会福祉施設経営者同友会の会長でも

いらっしゃいます。社会福祉法人のこれからにつ

いて、どのような将来像を持っていらっしゃいま

すか。

○茨木参考人 社会福祉法人は、これからも、社

会福祉事業の主たる担い手としてその役割が發揮

されなければならないというふうに思つていま

す。ずっと議論にもありますように、公益性、非

営利性を担保に、今後も、利用者さん、地域の皆

さん、御家族の皆さんとの権利と暮らしを守つて、

社会福祉法人は奮闘してまいります。

○堀内(詔)委員 ありがとうございました。

本日、先生方それぞれのお立場からの御意見

が、国民の皆様方のお声を代表しているものと思

います。貴重な御意見をありがとうございます。

この社会福祉法人制度の改革を機に、より一層

の福祉の充実を目指してまいりますので、今後と

も皆様方の御指導をどうぞよろしくお願ひいたし

ます。

きょうも多くの方々が傍聴にお越しくださつて

いますし、立ち席の方々も来てくださいました

第一類第七号	厚生労働委員会議録第三十号	平成二十七年七月十日
○菊池参考人	どうも御質問ありがとうございます。	非常に多く感じておるというのも現状でございま

し、そこで働いている方々のみならず、当事者の方々もお越しをいたしております。

この法改正のポイントはただ一つ。きょう傍聴に来てくださっている方々にとって今回の改正はいい改正なのか悪い改正なのか、そのことに尽きるのではないかと私は思つております。

先ほども言いましたように、報酬がカットされで今危機的な状況。さらに、この法案の中には、地域貢献とか公益事業をしなさいという項目も入っておりますけれども、恐らくきょう出席されて思ひは一緒だと思いますが、週末になれば、福祉施設の福祉バザーに行つて、もうそんなものは、言われなくとも地域貢献なんか嫌なほどやつておられるわけですよ。そういうことを義務づけるということに関しても、私は何か、甚だ失礼な話ぢやないかというふうに思います。

そういう意味では、私の今回の法案に関する一つの感想は、本当にこれは悔しいなと思うんですね。全ての社会福祉法人の方々は、本当に必死になつて、利用者のため、入所者のため、お子さんたちのため、障害のある方々のため、高齢者のために、人生をかけて、経営者の方、職員の方は、当事者の方々、地域のボランティアの方と一緒に必死になつて頑張つてこられたわけです。

それに対し、確かにごく一部、残念ながら、先ほど磯さんからも、○一%ぐらいじゃないかということをおつしやいましたけれども、ごく一部、確かにため込んでいるところはあるでしょう、残念ながら。ごく一部そういうところがあるがゆえに、こういう法改正の議論をせねばならないということに関して、私はじくじたる思いを持つております。

そんな中で、磯さんからは、襟を正さねばならない、誤解を解かねばならない、存在意義を示さねばならないという御発言がございました。経営協の会長さんとして、本当に憤りを感じながらも、福祉現場を守るためにどうすればいいのかと、いうことをお考えになられた末のお言葉だと私も

重く受けとめたいと思つております。

そこで、時間に限りがありますので全員に質問できるかどうかわかりませんが、お聞きしたいんです。

まず、赤松参考人。

これはちょっと聞きづらいんですが、特に小規模の障害者の作業所にとつて、今回の法改正は何がメリットはありますか。法改正というのは、こういう点はいいけれども、こういう点はマイナスだとあるんですけども、今回の法改正の中で、マイナス点は小規模作業所にとつて、マイナス点はいっぱいあると思うんです、はつきり言つて。マイナス点はあるけれども、こういう点はちょっとプラスかなというところはあるんでしょうか。いかがですか。

○赤松参考人 御質問ありがとうございます。

小規模作業所に関しては、この法案は視野に入つてないのではないか、蚊帳の外ではないか、このようになります。そして、法内事業ではございますが、例えば地域活動支援センター、こ

の中でも規模の大きなところ、ここに主に着目

いた法改正、このように見ております。

○山井委員 的確に赤松さんがおつしやつてくださいましたように、言い方は悪いけれども、さまざまなかな社会福祉法人、ごく一部のもうけているところも、大多数のもうかつていらないところも、そして大規模なところも小規模なところも、そこを何か

さつたように、言いつてやつてあるところがあると思うんです。私は、そういう意味で本当に、非

常に乱暴だなというふうに思うんですね。

おまけに、四月の報酬改定で大幅にダウンして、私も、週末いろいろな福祉バザーへ行くと、怒られてばかりなんですよ、何ということをしてくっているんだと。ただでさえ人手不足で、職員の方の給料が低いのに困つている、もちろん今回処遇改善加算がありましたけれども、まだまだ不

十分であります。

そういう意味では、この法案、今後修正をするのかどうかといふことも私は一つの議論だけは思っていますが、今、赤松さんがおつしやつたよう

うんですが、本当に、だから、そういう一番厳しい社

会福祉法人に一番直撃するというのは、ちょっと

やはり問題があるのでないかというふうに私は感じざるを得ません。

それで、磯さんにお伺いしたいんですけど、先ほどのお話、襟を正さねばならない、誤解を解かねばならない、存在意義を示さねばならないと。同

時に、一部の金もうけしている、先ほどまさに茨木さんがおつしやつたように、一般的な内部留保

じゃないんですよ、これは別にため込んでいるわけではなくて、一般的な内部留保ではないんで

すが、でも、そういう意図的なバッティングによつて、やはりこの四月の報酬改定ですね。私は、

本当に、わわたが煮えくり返るぐらいの思いをし

ています。現場でこれほど必死に、安い給料で現

場の方々が社会福祉法人では頑張つておられる。

保育の現場も、障害の現場も、まだまだ人材

を集めるためにもつともっと賃金を上げたいたいわ

けですね。にもかかわらず、今回報酬が大幅に下

げられた、まあ処遇改善加算があるとはいえ。

そのことに関して、磯さんとしてはいかが思われますでしょうか。

○磯参考人 御質問ありがとうございます。

この点については、先ほども御質問がありまし

たので同じような答えになりますけれども、

我々、社会福祉法人を経営していく中で、三年ご

との報酬改定がある、これは医療も同じでござい

ますけれども、もつと広げて考えると、一般企業においても順風などと逆風のときがあるのと同じで、もちろん、今回の報酬改定においては、厳しくないと言えば当然になりますので、厳しく

い状況ではありますが、先ほど申しましたよう

な、収入をふやしていくための知恵を絞る、そし

て支出を削減するための知恵を絞つていくという

ようことで、その結果がまた実態調査で出てく

ると思いますので、次期の障害介護の報酬にそ

れを反映していただければいいかなというふうに思

考えております。

○山井委員 処遇改善加算をとつて職員の方々の賃金を上げる、一方では、報酬のベースが下がつ

ているからということで、大変な御苦労を、やり

くりをされているということです。その取り組みには敬意を表したいと思いますが、ただでさえ苦

しいお話を、襟を正さねばならない、誤解を解かね

ばならない、存在意義を示さねばならないと。同じ

ときに、一部の金もうけしている、先ほどまさに茨木さんがおつしやつたように、一般的な内部留保

ではないんですよ、これは別にため込んでいるわけではなくて、一般的な内部留保ではないんで

すが、でも、そういう意図的なバッティングによつて、やはりこの四月の報酬改定ですね。私は、

本当に、わわたが煮えくり返るぐらいの思いをし

ています。現場でこれほど必死に、安い給料で現

場の方々が社会福祉法人では頑張つておられる。

保育の現場も、障害の現場も、まだまだ人材

を集めためにもつともっと賃金を上げたいたいわ

けですね。にもかかわらず、今回報酬が大幅に下

げられた、まあ処遇改善加算があるとはいえ。

そのことに関して、磯さんとしてはいかが思われますでしょうか。

○磯参考人 御質問ありがとうございます。

この点については、先ほども御質問がありまし

たので同じような答えになりますけれども、

我々、社会福祉法人を経営していく中で、三年ご

との報酬改定がある、これは医療も同じでござい

うことについて、いかがですか。

○赤松参考人 赤松です。御質問ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、事業所の掛金、これは、廃止になると三倍になるんですよ。一人年額で二三百数十万円分を事業所が負担する事例でざえ厳しい中で、この負担が三倍になる。これは実際に深刻な話でありまして、経営という観点だけではなく、結局、これによって、支援する職員が福祉分野にはまたさらに来ない、この分野がまさにどんどん先細りしていく。そのことは、結果として、障害のある人たちの地域での生活への支援、これの量が、質が十分じゃなくなつていくということにつながりますので、私は、ぜひ今回の見直しというものは思いとどまつていただきたい、こんなふうに考えております。

○山井委員 私も二十代のころ介護施設で半年ぐらいた実習をさせてもらつたことがあります。本当に、腰痛で倒れましたし、おむつ交換、入浴介助、車椅子への移動、何から何まで大変。でも、さらに大変なのは賃金が安いということで、私は、そういう施設でずっと実習させてもらつた経験からいって、本当に、障害者施設、保育園、そして介護施設、児童福祉施設で働いておられる方々はみんな神様だと思いますよ。本当に大変な仕事です。

肉体的にも厳しい、きついし、また愛情を持つて接せねばならないし、さらに待遇はよくないし、何よりも、さつき言つたように、腰痛とか、体を壊して、みんなコルセットを巻いて仕事をしている。それで、もつと言えば、障害者の施設の方なんかは、残念ながら、急に発作が起つた利院に行つたとか、本当に、そういうことすらあるんですね、実際。そういう意味では、今、報酬が下がつて、ただ

でざえ財政的に大変だ。

さらに言うならば、法改正すればするだけ、デスクワークがふえるんですよ。現場の方々は、もういいかげんにしてほしいと。当事者の方々のお世話を一番の優先なのに、法改正のたびに、資料をつくらねばならない、役所に話をしないとだめだといって、デスクワークにどんどんどんどん時間をとられて、パソコンをやらねばならない、ソフトをかえねばならないとか、そういう労力が今回の法改正によって起こることを私は危惧しております。

ただ、磯さんもおつしやつたように、襟を正さないと社会福祉法人は厳しい目の中でもたないんだということをわからぬではありません。

ただ、そういう手間暇のことも私は反対ですが、それ以上に、今の退職手当共済の公費助成をなくすというのは、ただでさえ苦しみがいていい今、山井先生がおつしやられましたように、法改正になりますと、一番大きいことは、経営上の問題からいいますと、事務作業が膨大になつてしまふが、それが以上の障害者の施設を、財政的にさらに負担増するわけでしょう。

私は、言つてはなんですが、この四月に介護、障害者福祉報酬が上がつて、共済の公費補助をなしくすのに見合ひぐらいの手当てはしてありますからといふらしいことがあるんだつたらわかる

いではないですよ。史上初めて障害報酬を下げて、おまけに追い打ちをかける。これは、せめて施行の延期ですね。撤回の方がいいに決まつてますが、せめて、当面、施行の延期をすることが必要なんぢやないかというふうに私は個人的には思ひます。

○山井委員 どうもありがとうございます。

おつしやるよう、事務がばかにはならないん

ですね。本当に、何よりも、施設の、事業所の本來の任務は当事者の方々を幸せにすることありますから、それ以外のところに係る事務が、今回の一報酬改定でも、加算のこととかを含めてかなり事務がふえているわけですから、本当に大変なことである、ここを何とかせねばならないと思つております。

ささらに、私の経験でも、保育園、私がボランティアしていた施設というのは、母子生活支援施

会にお聞かせをいただければと思います。

○磯参考人 御質問ありがとうございます。

非常に大きな質問でございますが、まず冒頭に、私の今回の法律に関しての思いを一点だけ述べさせていただきますと、我々を取り巻いている

環境、そして、さまざまな批判に対しても、我々はやはり、繰り返しになりますが、襟を正していかなければならぬ、そのことを不ガティブに捉えているのではなくて、私自身はこれをポジティブに捉えて、そのことを前に向いていくべきではないかというのが私の趣旨でございます。

今、山井先生がおつしやられましたように、法改正になりますと、一番大きいことは、経営上の問題からいいますと、事務作業が膨大になつてしまふが、法人のいわゆる本部機能、小規模の法人の方にとつてはなかなか難しいことかもしれませんけれども、中規模以上の法人においても、やはり法

人の本部機能をつくるないとまたいろいろな問題が出てくる。要するに、事務方にに対するいわゆる財政の配慮というものはぜひお願いをしたい。

恐らく、小規模の法人でも、保育園の園長さんが事務長さんをやつておられるというようなことになりますので、右と左の決算が合つていないというようなことが指摘をされてもおりますので、まず、その事務にかかる費用というものを私としては御配慮いただければというふうに考えてお

ります。

○足立委員 維新の党の足立康史でございます。

きょうは本当に、参考人の皆様、貴重な御意見をありがとうございます。

磯会長、それから松原部長には、私は政治をして、きょうは御無沙汰をしております。それから赤松常務、菊池委員長と茨木事務局長さんは大阪からということで、ありがとうございます。

大阪でふだん活動しておりますので、大変興味深く御意見を賜りました。

まず最初に、私は、一番実は今回の法案で気になつていることは、現場の、現場というか、社会福祉法人の当事者の経営者あるいは働いていらっしゃる方々にとつて、この法案がどういう感覚で受けとめられているかといふことなんです。

私も、いろいろな社会福祉法人の方、経営者の方々ともおつき合いさせていただいていますが、

設と保育園が併設されていまして、保育の現場、そして発達障害のお子さん、あるいは、母子生活

支援施設ですから、お母さんに障害があるケー

ス、そういうさまざまな方々が保育園と母子生活支援施設で生活をしておられました。そういう方々をどうやって支えていくかがどうぞ

に重要であると思います。

大変失礼なことで、松原参考人、菊池参考人、茨木参考人にも質問させていただこうかと思つていましたが、質疑時間がもう終了という紙が来てしまいました。

本当に、党派を超えて、私たち、きょうお聞かせいただいた皆さんの現場の声、また研究者の方々の声をしっかりと受けとめて、この厚生労働委員会で社会福祉法人の応援をしっかりとできるよう頑張つてまいりたいと思います。

きょうはありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、足立康史君。

本当に、党派を超えて、私たち、きょうお聞かせいただいた皆さんの現場の声、また研究者の方々の声をしっかりと受けとめて、この厚生労働委員会で社会福祉法人の応援をしっかりとできるよう頑張つてまいりたいと思います。

本當に、党派を超えて、私たち、きょうお聞かせいただいた皆さんの現場の声、また研究者の方々の声をしっかりと受けとめて、この厚生労働委員会で社会福祉法人の応援をしっかりとできるよう頑張つてまいりたいと思います。

いです。余りに手かせ足かせが多いと、もう税金を払った方がいいやという声も一部あるのが現状だつたんです、私の理解はですね。

その中で、今回、きょうは法人の話を中心にさせていただきますが、ある種、社会福祉法人のバージョンアップを図る、公益性、非営利性ということと、特に公益性の観点を徹底するということであります。

もし、今私が御紹介したような感覚の、感覚といふか、そういう方が多いとすると、今回の制度をバージョンアップすると、もう有税でいいやとうように、イグジットですね、要すれば、この社会福祉法人制度から外に出たいというような方が少なからず、少しほいらつしやるようには思っています。

特に、これは二つの意味があつて、一つは、手かせ足かせといふやな、義務がいろいろかかつてくるということもありますが、もう一つは、きょう菊池参考人が御紹介くださつたように、社会福祉法人として頑張つていらつしやる方の多くは、もともと御自分の財産を供出して頑張つてこられたという方もいらっしゃるし、家族を挙げて、地域のため、福祉のために頑張つてこられた方もいらっしゃるわけです。

ところが、今回の制度だと、公益性の徹底ですから、そういう家族制みたいなもの、あるいは、ある種の、制度的には帰属していないわけですが、従来ども、徹底的にそれは地域のものだということになるわけでありますと、若干そこがしんどいのかなという印象を持つています。

私は、極論すれば、これだけの制度を構築するのであれば、出口、イグジット、要は、別の形に移行するような出口を用意してあげないと、全ての社会福祉法人が全てこれでいきなさいというのはやはりきついという印象を持っていますが、きょうお越しの五人の参考人の皆様、私が今申し上げたような意見についてどうお感じになるか、一言ずつで結構ですので、御紹介をいただければと思います。

○磯参考人 今の質問でございますが、もう税金に説法みたいな話になりますが、財團型である社会福祉法人といわゆる社団型である株式会社といふのを比較しますと、社会福祉法人には構成員との個人に帰属することもございません。一方、株式会社は、株主がおりますので、会社の財産は株主に帰属している。これは大原則としてございまして、つまり、法人そのものの基盤が根本的に異なっているということから、それは私自身はあります。ただ、一点だけ言いますと、今回、合併という仕組みが一つ明記されておりますので、そこを精査していくことによって、その方が、お父様が建てられたんだけれども、息子がもうその仕事をやる気がないというような場合が出てこようかと思ひますので、それも一つ、一策として考えていいのかなと思います。

○松原参考人 今回の法改正によりまして、簡単に言うと、いろいろ負荷がふえる、面倒だといふことがあります。

○菊池参考人 先ほどの私の発言の中に触れていましたので、それも一つ、一策として考えていいのかなと思います。

そこで、もう既に公募法人も上場企業の営利企業もやつていることですので、これはやはり世間並みに足をそろえる努力が当然に必要だと思ひます。そのことを歴史的な事実として忘れてはならないことだといふには思つておりますけれども、今の時代にそういった考え方方が合うかどうかというと、必ずしもそうではないといふふうに思つています。

なぜかと申しますと、その当時から比べますと、制度もかなり充実しておりますし、そういうた家族の犠牲を払わなくともできるような状況になつてゐるといふことでございます。ただ、過去の事実は事実としてやはりしっかりと受けとめた中で、今後を考えていくことも大事だらうというふうに思つております。

○赤松参考人 先生がおつしやるその手かせ足かせの話が、社会福祉法人にいろいろかけられていふのを比較しますと、社会福祉法人には非常におつき立った時期がございました。ただし、今、それをおつしやつていた方たちも、ほとんどそれはおつしやらなくなつたからではないかといふふうに思つております。私の知つている社会福祉法人の多くは、そういういつた規制を受けながら、きつちりと地域で役割を果たしているという形をとつていてるというのが実態であります。

○赤松参考人 それで、もし先生が、手かせ足かせの問題で、やはり出口のこととも考えないといけないといふことであれば、そのことは、実態をちゃんと調べるなり、そういう実態の把握をした上での議論ということになるかなといふふうに思つます。

○菊池参考人 先ほどの私の発言の中に触れていましたけれども、過去に家族でそうやつて事業を支えた時期があったのは事実でございますが、大変そのときから時代も変わってきておりました。そのことを歴史的な事実として忘れてはならないことだといふには思つておりますけれども、今の時代にそういった考え方方が合うかどうかというと、必ずしもそうではないといふふうに思つています。

そういう点でいうと、やはり社会福祉法人の制度といふのは、歴史的に形成された、きちつと運営がされて、そして国と地方自治体の財政措置がきちつとされる中で運営されれば、日本がつくってきた特有の、非常に評価すべき制度だといふふうに思つています。

そういう点では、やはり社会福祉法人は非営利を徹底するべきだといふふうに思ひますし、出口をまず語る前に、やはり今の営利が参入していく実態をきつちりと見ていくべきではないかなどといふふうに思つています。

○足立委員 ありがとうございます。

菊池参考人の方から今、私も先ほど菊池参考人の言葉を引用しましたけれども、私、過去の経緯をしつかりとみんな心しておくことが本当に重要だと思つています。

一方で、なぜこういうことを申し上げたかといふと、社会福祉法人の中には、例えば保育園だけをやつていらつしやる方、あるいは介護保険事業だけをやつていらつしやる方もいらっしゃいます。

ね。これも私が申し上げるまでもないですが、今、それぞれの制度が変わつてくる中で、例えば保育の分野も當利企業が参入しています。それから介護保険もそうです。先ほども御紹介ありましたが、実際に當利企業がもう活動しているんですね。先ほど松原参考人の方からは、いや、それは供給量の確保や多様なニーズに応えるためであるという一応御説明をいただきましたが、実際に今そこでいるんですね。

だから、そういう當利会社と、マーケット、まさに市場の中で混在をしていることをどう考え、処理したらいいか。磯参考人、松原参考人、まずはお二人から伺えればと思います。

○磯参考人 二〇〇〇年の基礎構造改革以降、民間の参入がされました。しかしながら、現在も、

利用者、待遇の困難な方等々に対しても、第一種、第二種というふうに区分けされておりますし、第二種に関しては民間が参入できるようになつておりますので、それ以上のことでもなく以下でもなく、この状況を当然保つべきではないかというふうに考えています。

○松原参考人 同じ市場に非當利組織と當利組織

が参入している状況をどのように考えるかということですが、先ほど申し上げましたように、そもそもこうした社会福祉事業、介護事業も保育事業も含めて、こうした事業に當利組織が入ってきた目的は、供給量の確保と充実と多様なニーズに応えるためでございますので、あくまでも非當利組織の考え方、理念で経営してもらわなければ困る、公的資金で賄われている事業である以上、そうした考え方、規律というのが必要だと考えております。

○足立委員 ありがとうございます。

今御紹介いただいたように、松原参考人はもうずっと公的資金ということを強調されていて、私も賛成ですが、先ほど紹介した保育の分野とか介護保険の分野で當利会社が活動している。彼らも公的資金ですね。同じですね、それは。すると、先生方、松原さんを初めとしておつ

しゃつてロジックを敷衍すると、今私が紹介したような當利会社は、規制で配当制限をすべきだということになると思いますが、それはどうお考えになりますか。松原参考人、お願ひします。

○松原参考人 今直ちにここで配当制限すべきと申し上げませんけれども、まさにおつしやるとおり、その事業のほとんどが、當利組織の行つてある事業のほとんどが公的資金で賄われている場合であれば、それは、そういうことも検討の余地は十分あると考えております。

ただ、一方で、當利法人は、多くの場合、いろいろ多角化しておりますから、この事業だけやつてあるというわけではありませんので、なかなかそういうことは現実的に難しいと思いますがも

し限定できるのであれば、社会福祉事業で得た事業これだけだと限定できるのであれば、そういうこととも検討の余地は十分あると考えます。

○足立委員 それぞの、保育であれ介護であれ、活動されている方々、本当に皆さん一生懸命されている。きょうは菊池参考人の方から大阪の取り組みを御紹介いただいて、浦野理事はよく御存じで、いつも教えていただいているんですが、本当に、困難な状況があるからこそ一生懸命そう

いふうに取り組んでこらえている、そういう現場の思いみたいなものが、十分にこれからも国としてもお支えしていく体制が本当に重要な思つ

ています。

最後に、ちょっとそういう観点から御意見、御見識を賜りたいと思うのは、松原参考人なんかは、よく昔、準市場ということで、財源は公だけれども活動主体はみんな民間なんだと。これが、日本の介護でもそうだし、医療でもその特徴だと思います。そうした意味で、民間の活力を導入しながらも公的な仕事をやっていく。

その民間というときに、経営力、民間というの

は必ず経営力があります。今回、制度的に地域公益事業義務化というようなことになつていま

すが、私は、必ず社会福祉法人にも、経営力のある法人と経営力のない法人とあると思います。経

営力のない法人は、にわかに、古い建物が、建てたまつてどうしようもない、行き場がないという

法人、両方あります。経営力の差というのはある

ことです。これをどうやつてこの社会福祉法人制度は解決するのかというのが、実は私はわからな

いんです。

経営力のある者はどんどん拡大していきます。

○磯参考人 法人による規模と経営力というの

が、医療も、株式会社の参入の議論があると、それから逃げるようにして、持ち分を否定する。そ

うですね。先生はよく御存じだと思います。それから、この分野も、内部留保を批判されると、こ

ういう形になる。

実は、私どもの法人も、スタートのときはス

タッフ八名からスタートをいたしまして、五十年

経過をしておるわけあります。

繰り返しになりますが、公益性、非當利性、そ

のことを担保して、国民の期待、負託に応えてい

くということに関しては、私自身は最終目標地

点、例えばガバナンス等々、そこのことは、小規

模だからということで甘んじてはいけないなどい

うふうに感じております。

以上です。

○松原参考人 例えば報酬とかというのも平均的な事業者を前提に設定されておりますので、足立

議員おっしゃるように、決して、ダメなどころは

ずっと居続けるというわけではなくて、ちゃんと努力しなければ生きていけない状況になつている

のではないか、そういう面は忘れてはいけないだ

ううと思っております。

○菊池参考人、確かに、マンモス法人と非常に小さな零細法人と、たくさんござります。そこに経営力の差があるのは当然のことございますが、ただ、一つだけ大切なことは、やはり、いかなる状況にあつても、存在する限りは、その法人のミッションというのを忘れてはならないなという気がしております。

そういう意味からすると、公益性の担保をする

ことは、一つガバナンスとして大事なことだと思います。

うんですが、実は今回も、評議員の設置の問題で、零細法人の方からいろいろ意見が出ておりま

す。それが一定の考慮をされる方向で、今、猶予期間をいただく方向でいつておりますけれども、

そういったことについても、否定することではない

ことです。

そういうふうに解決していくべきなのかなに

ついて、ちょっと時間が限られていますが、磯参

対しては、全体としては理解をするが、若干受け身、守りの姿勢で全て対処していると、例えば医療制度改革、この後に医療法が出てくるんです。

○磯参考人 法人による規模と経営力というの

が、医療も、株式会社の参入の議論があると、そ

れから逃げるようにして、持ち分を否定する。そ

うですね。先生はよく御存じだと思います。それ

から、この分野も、内部留保を批判されると、こ

ういう形になる。

実は、私どもの法人も、スタートのときはス

タッフ八名からスタートをいたしまして、五十年

経過をしておるわけあります。

繰り返しになりますが、公益性、非當利性、そ

のことを担保して、国民の期待、負託に応えてい

くということに関しては、私自身は最終目標地

点、例えばガバナンス等々、そこのことは、小規

模だからということで甘んじてはいけないなどい

うふうに感じております。

以上です。

○松原参考人 例えば報酬とかというのも平均的な事業者を前提に設定されておりますので、足立

議員おっしゃるように、決して、ダメなどころは

ずっと居続けるというわけではなくて、ちゃんと努力しなければ生きていけない状況になつている

のではないか、そういう面は忘れてはいけないだ

ううと思っております。

○菊池参考人、確かに、マンモス法人と非常に小さな零細法人と、たくさんござります。そこに経営力の差があるのは当然のことございますが、ただ、一つだけ大切なことは、やはり、いかなる状況にあつても、存在する限りは、その法人のミッションというのを忘れてはならないなという気がしております。

そういう意味からすると、公益性の担保をする

ことは、一つガバナンスとして大事なことだと思います。

うんですが、実は今回も、評議員の設置の問題で、零細法人の方からいろいろ意見が出ておりま

す。それが一定の考慮をされる方向で、今、猶予

期間をいただく方向でいつておりますけれども、

そういったことについても、否定することではない

ことです。

そういうふうに解決していくべきなのかなに

ついて、ちょっと時間が限られていますが、磯参

考人、それから松原参考人、菊池参考人にもぜひお言葉、御見識をいただければと思います。

○磯参考人 法人による規模と経営力というの

が、医療も、株式会社の参入の議論があると、そ

れから逃げるようにして、持ち分を否定する。そ

うですね。先生はよく御存じだと思います。それ

から、この分野も、内部留保を批判されると、こ

ういう形になる。

実は、私どもの法人も、スタートのときはス

タッフ八名からスタートをいたしまして、五十年

経過をしておるわけあります。

繰り返しになりますが、公益性、非當利性、そ

のことを担保して、国民の期待、負託に応えてい

くということに関しては、私自身は最終目標地

点、例えばガバナンス等々、そこのことは、小規

模だからということで甘んじてはいけないなどい

うふうに感じております。

以上です。

○松原参考人 例えば報酬とかというのも平均的な事業者を前提に設定されておりますので、足立

議員おっしゃるように、決して、ダメなどころは

ずっと居続けるというわけではなくて、ちゃんと努力しなければ生きていけない状況になつている

のではないか、そういう面は忘れてはいけないだ

ううと思っております。

○菊池参考人、確かに、マンモス法人と非常に小さな零細法人と、たくさんござります。そこに経営力の差があるのは当然のことございますが、ただ、一つだけ大切なことは、やはり、いかなる状況にあつても、存在する限りは、その法人のミッションというのを忘れてはならないなという気がしております。

そういう意味からすると、公益性の担保をする

ことは、一つガバナンスとして大事なことだと思います。

うんですが、実は今回も、評議員の設置の問題で、零細法人の方からいろいろ意見が出ておりま

す。それが一定の考慮をされる方向で、今、猶予

期間をいただく方向でいつておりますけれども、

そういったことについても、否定することではない

ことです。

そういうふうに解決していくべきなのかなに

ついて、ちょっと時間が限られていますが、磯参

考人、それから松原参考人、菊池参考人にもぜひお言葉、御見識をいただければと思います。

求めて、そういう体制を整えていくことが大事ではないかなというふうに思つております。

○足立委員

済みません、時間を超過しました。

○渡辺委員長

次に、角田秀穂君。

○角田委員 公明党の角田秀穂でございます。

参考人の皆様には、本日はお忙しい中御出席を賜り、また貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

私の方からも幾つか質疑をさせていただきたいと思いますけれども、時間も限りがございますので、全ての参考人の方にお伺いすることができないかもしれません。あらかじめ御容赦いただければと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

今回の法改正は、社会福祉法人の公益性、非営利性の確保を強化するという観点から、経営組織のガバナンスの強化、それから財務諸表の公表など事業運営の透明性の確保、内部留保の明確化など社会福祉法人制度の改革と、今後の高齢化の進展で不足が深刻化するだらうと言わわれている介護人材を中心とした福祉の人材確保、これを促進するというのが大きな二つの柱となつてきるわけでございます。

このうちの社会福祉法人制度改革というのは、全般的に見て、どちらかといえば社会福祉法人にとっては受け身の改革で、その背景は何かといえども、先ほど来参考人からもお話をありますけれども、社会福祉法人の中でもごく一部の法人に不適切な運営が見られて、それが社会福祉法人全般にそのような印象が持たれてしまつて、そこを払拭する必要に迫られての改革というのが一つ大いにあります。しかし、まさに規模もさまざまという仕事もまちまち、さらに規模もさまざまという中で、特に小規模な法人からは、今回の改正が事業の継続に支障を來すことになるのではないかとう不安の声も上がっております。そうした点も

含めて、参考人の御意見を伺つてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず初めに、今回の社会福祉法人制度改革の背

景となつた、ほんの一端の法人の不適切な運営、それが大きく国民から社会福祉法人全体の存在意義が問わてしまつてることに対しても、主体的にその役割などをしっかりと国民に理解していくにあつては、いかがどうござります。

やはりこれから、社会福祉法人としても、主体的にその役割などをしっかりと国民に理解していくにあつては、いかがどうござります。

私はまだ制度に変わつていつたときには、まだ新たなはざま、すき間が生まれてくる。

では、それをまた、我々の団体で取り組んでいく

に、まだ新たなはざま、すき間が生まれてくる。

これから社会福祉法人のあり方、社会福祉法人はどう変わっていくべきとお考えなのかというこ

とについて、これは磯参考人と、また、先駆的な

地域での取り組みをされている菊池参考人、まず

この辺についてのお考えを伺えればと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○磯参考人 御質問にお答えさせていただきます。

当然、民間参入等々が入つてきておりますが、御存じのよう、民間は利益第一優先ということ

でございます。

そもそも、今現在ある多くの制度というのは、

本来、制度があつて事業が始まつたということ

ではなく、やはり地域の中でのニーズを拾つていくことによって、制度のあるなしにかかわらず、ニーズに対応してきた、そのことが結局、制度になつてきたということござります。

そういう意味からは、社会福祉法人として

は、社会福祉事業の主たる担い手としての役割

と、さまざまな困難なケースに対応していくとい

うのが本来の目的であると思ひます。

だから、制度がある、ない、そして利益が出

る、出ないと以前の話であろうと思ひます。

○菊池参考人 先ほど私ども大阪の事例を御紹介されて、資料を見ていただきましただけにとどまつたんです

けれども、その事業の取り組みの中で、我々がある覚悟をしていることがございます。それは、先ほど磯会長の方からもお話をあつたように、やはり過去の歴史の中で、先駆的な取り組みが制度に変わつていつた。多分、それはこれからも変わらんだろうなどいう気がしております。

ただ、それがまた制度に変わつていつたとき

に、また新たなはざま、すき間が生まれてくる。

では、それをまた、我々の団体で取り組んでいく

に、また新たなはざま、すき間が生まれてくる。

本来だつたらば、このような改革というものも必要ないのではないかというふうにも思ひますけれども、ただ、一方で、今言つたように、一部にそういうようなことが見られるところから、今回、内部統制が働くような改正が行われるということになつた。このガバナンスの強化ということに対する評価、どのように受けとめていらっしゃるかといふことを、参考人の皆様全てに御意見を伺いたいと思います。

ただ、その中で、特に今回、評議員会の必置と対応していく。そして、それが社会全体に定着したときに、また制度に変わっていく。これの繰り返しではないかなというふうに認識しております。

○角田委員 ありがとうございました。

それでは、今回の改正の具体的な中身についてお考えを伺つていただきたいと思うんです。

今回の社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化ということについて、親族等、特殊関係者の理事等への選任を制限する、一定規模以上の法人への会計監査の導入など、改革が盛り込まれております。

○角田委員 ありがとうございました。

それでは、今回の改正の具体的な中身についてお考えを伺つていただきたいと思うんです。

ただ、その中で、特に今回、評議員会を、現行、任意で設置の諮問機関としての場、これからは、牽制機能を持たせるような、がらつと性格を変えた、そして、しかも、全て置かなければいけないというふうに変更が加えられたわけでござります。

本來、評議員会というの、ある意味、地域のニーズを酌み上げて、できるだけきめの細かなサービス、また、ニーズに合つたサービスを提供するための一つの機関であつたというふうに思ひます。

経営組織に関する規定は、昭和二十六年の制度の創設以来の大きな見直しということになると思ひます。ですが、この背景として、先ほど言いました、社会福祉法人の役員による公私混同、また、法人の私物化といった、一部の、本来の目的から逸脱する行為に対する批判というものが非常に強くあつたということがあります。

経営組織に関する規定は、昭和二十六年の制度の創設以来の大きな見直しということになると思ひます。ですが、この背景として、先ほど言いました、社会福祉法人の役員による公私混同、また、法人の私物化といった、一部の、本来の目的から逸脱する行為に対する批判というものが非常に強くあつたということがあります。

本來、評議員会というの、ある意味、地域のニーズを酌み上げて、できるだけきめの細かなサービス、また、ニーズに合つたサービスを提供するための一つの機関であつたというふうに思ひます。

経営組織に関する規定は、昭和二十六年の制度の創設以来の大きな見直しということになると思ひます。ですが、この背景として、先ほど言いました、社会福祉法人の役員による公私混同、また、法人の私物化といった、一部の、本来の目的から逸脱する行為に対する批判というものが非常に強くあつたということがあります。

法人等にとつては、そつした評議員にふさわしい人の確保であるとか人選、これがまた一つの大きな負担になつてくるということも考えられます。一定規模以下の法人については経過措置が設けられてはおりますけれども、法人任せだけで適格者を選ぶことができなければ、制度改正の目的である牽制機能といふことの發揮もおぼつかないといふことにならうかといふふうにも思つております。

こうしたことに対し、国、地方においても法人の負担をできるだけ軽減するための支援等も考

えなければいけないかと思いますけれども、この点も含めて、今回の内部統制の強化ということについてどのように評価をされているか、また注文等があればお伺いをしたいというふうに思いますが、そこで、よろしくお願いいたします。

○磯参考人 簡単に、先ほどと重複する話でありますけれども、まず、基本的には社会福祉法人は公益法人の一つであるということ、そして、今回のガバナンスの強化によって社会福祉法人の公益性そして非営利性を担保していくとともに、自律的な組織を目指し、今薄らいでいる国民の信頼、そして抱かれている誤解というものをしっかりと払拭していくべきだというふうに考えておりま

ただし、小規模法人に関しては、先生おっしゃられたように、経過的な措置というものは、猶予というものは必要だらうというふうに考えております。

○松原参考人 世間並みにするというだけのことですでの、今回のこととは社会的に必要なコストと捉えていただいて、大変だとは思います、やつていなかつた部分、大変だと思いますけれども、ぜひ前向きに捉えてやつていただきたいと思つております。

あと、評議員がなかなか見つからないというお話を聞きますけれども、本当にその地域で、地域に密着して福祉サービスに従事していれば、あそこを手伝いたいと心から思う人はいると思うんで

すね。そういう意味でも、評議員が見つがらない

我々が公益性の高ハ法人であることを世間に向

我々は、おまかせの言ひ方をやめて、お手本通りに  
けて言うのであれば、これはやはり受けとめてい  
くべきで、「マジ」「うとうとう」「あう」と思つておりま

தமிழ்நாடு முனிசிபல் குழுமங்களை விரிவாக அமைத்து வருகிறது.

六九 零絶な皆さんおしゃべるよろは  
法人については、それなりの配慮はやはりしてい

ただきたい。なぜかと申しますと、そういうふたところもきちっとその体制をつくれるようにしてい

くためには、ある一定の配慮が必要だろうというふうに思つております。

それから、人材が確保できないじゃないかといふのですが、実は私どもも、非常に小さい規模

であつたときに、今もそんなに大きな規模ではないんですが、一施設をやつていたときに、ある小

さな事業を始めたことをきっかけに、評議員会の設置を求めるべく「一歩」が「一歩」ました。そのと

基本的施設は地域の住民の手で自ら運営され、だけれども、その気になつて、地域の方々、

基本的には旅館は地域の住民の方々と繋がりがございますので、その地域のいろいろな役をしてお

られる方々とかにお願いをすることによって、逆に評議員会設置によって地域の支援者がふえたよ

うに、私は自信を持つてお話をすることができます。

○茨木参考人 まず、評議員会に関しては、僕  
以上でございます。

は、先ほどもちよつと申したんですけれども、これまでの役割とちよつと違う、決議機関というこ

とで、しかも今回、理事、評議員、監事、それから会計監査人などは損害賠償責任とばかり、こういう

ことも今回の法案に入つております。そういう点でどうぞ、やはり、もつてこつかりご議論を

て、どんな組織が必要なのかということを議論す  
べく、会議室で話し合った。

るへきたなふといふふうは思います  
それと、先ほど言いましたけれども、地域の声

であるとか保護者の皆さんの声とかをどこで把握するのかと、いうところで、具体的には、例えば地域協議会というようなものをつくるんだというようなことも言われておりますが、そんなにたくさん

なわないようなものへと考えていただきたいといふに思つております。

○松原参考人 必要な内部留保の計算、それに関する施設事業に施設が建てかえられなければ安定継続できませんので、ぜひとも施設建てかえに必要な内部留保を確保できるように、具体的には、借金を返済するのに利益が必要ですでの、そういった借金返済のための利益とか、あと、建物を四十年後に建てかえるときに、同じものというのはあり得ませんので、インフレも起りますし、アメニティーも向上しますし、そういった部分に対応できる分、また、大規模修繕費用分、そして補助金比率はどんどん下がっていますので、その補助金比率削減にも対応する分、こういった点をぜひ考慮いただきたいと思います。

○角田委員 時間があるので、あともう一

点、退職手当共済制度の見直しということについてお伺いをさせていただきたいと思います。

これは、職場への定着促進を図るうといふ観点から、長期加入の職員の方の支給乗率の引き上げ

ということと、それから、出産等の理由で一時、退職金を受け取らざるに退職した方が、これまで二年以内に職場に復帰をすればそれが合算をされていたわけですけれども、それを、利用が少ないということで三年に延長をするということだが、その対応として今回の改正でとられているわけですが、それでも、これの効果についてはどのようにごらんになつてあるかとということで、時間がないので磯参考人にお伺いしたいと思います。

○磯参考人 今回のこの障害の手当に関しては、全国経営協としては、国の財政状況というものを考え、今回の変更について二つのことを申し上げました。詳しく言うと三つあるんですが、一点は、この制度を今後もしっかりと存続させていってほしいということござります。そして二点目は、既存職員の期待利益は必ず守つていただきたい旨の要望をしてまいりました。

この廃止に当たつては、当然、障害者施設への

影響は多少なりとも出てくるかと思われますけれども、当初私どもが要望しておきました、加入者に対する公費助成を維持されるというふうに承知をしております。

改正が通つた後は、法人運営に大きな影響を与えないよう、経営実態等を把握した上で、適切に障害者福祉サービスの報酬改定をやはり行つていただきたいというふうに考えております。

○角田委員 ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○渡辺委員長 次に、堀内照文君。

○堀内(照)委員 日本共産党的堀内照文です。きょうは皆さん、本当に貴重な御意見ありがとうございます。

うございます。時間も限られていますので、早速質問をさせていただきたいと思います。

初めに、松原参考人にお聞きしたいと思いま

す。

私は、昨日、この委員会で、社会福祉法人におけるいわゆる内部留保の定義についてお聞きを

しましたら、最初の答弁は、貸借対照表上の純資産の額を一番広い内部留保と捉えるんだというも

のであります。しかし、参考人もいろいろなところを指摘されているように、内部留保というの

は、そもそもは利益剰余金をベースにして、捉え

ようによつてはさまざまな要素を加えていくこと

もあるんだということあります、ですから、

私は、ちょっとそれはおかしいんじゃないかと聞いておきました。

ただしまして、その次の答弁は、社会福祉法人が事業継続に必要な額とそれ以外の額が明らかにでききるような基準というものを法制上つくるうとい

うのが今回の法案だという答弁であります。

つまり、もうこれは内部留保と関係のない話で

ないか。きょうも参考人のお話で、利益としては計上せざるを得ないけれども、実質はコストなんだというお話をありました。社会福祉法人における内部留保という定義は結局はつきりしないといふふうに思うわけですが、この点いかがでしょ

うに定義するかということについては、計算方法も含めて、今、担当所轄庁が検討しているところと伺つております。

ちまたで言われている内部留保というのは、先ほど申し上げましたように、BSの貸方の利益剰余金を指して内部留保と一般に言われております。それで、これが過大だ、過大だと、特養や社福だけではなくて、営利企業に対しても過大だと

言われているわけですから、この利益剰余金というのは、過大だと言われて、使えと言われて、幾ら使ってもこゝは減つていかないわけですよね。減つていかない部分を内部留保と捉えて、過大だとか活用しろというのは、これはナンセンスではないか。

そうすると、では、どこを捉えるべきかというと、内部留保のそもそも経営上の意義は何だと考えますと、それは将来事業に対する備えなんですね。備えということは、既に使つちゃつて困るので、まだ使つていらないものとのことです、借方側にある換金性資産、こちらが実在している

内部留保。

もし過大だとか活用しろという議論であれば、実在している内部留保を捉えて議論をしていくべきだらうと考えております。

○堀内(照)委員 この内部留保論については、茨木参考人にもお聞きしたいと思います。

大キャンペーンがあつて、吐き出せということ

で、バッシングもひどかつたわけですが、この問題を経営者の立場からどう捉えておられるのか、お聞かせください。

○茨木参考人 いわゆる内部留保というのが発端になつてこの社会福祉法人制度改革が軌道に乗つたといふふうに思つております。つまり、何かこの内部留保問題が、バッシングをする上で一つの大きな柱としてそもそも考えられていましたが、一つは、そもそも社会福祉法人の本旨という

のは社会福祉事業であつて、公益事業というの

きょうもいろいろな方から、国から言われるまでもなくやつてゐるんだというお話であります

けれども、この問題についてです。

きょうもいろいろな方から、国から言われるまでもなくやつてゐるんだというお話であります

けれども、この問題についてです。

それが、これも昨日の私の質疑の中で大臣の答弁では、社会福祉法に列挙されている社会福祉事業のほか、地域の幅広い福祉ニーズに対応する

公益事業を行う法人として社会福祉法に位置づけ

られていると。何か、いつの間にか、公益事業も

やつても当然だと言わんばかりのこと、非常に違和感を感じるんだという意見が私の事務所にも

届いたわけですが、一点、これを考えるのか。

か。

それからもう一点は、努力義務とはいえ、そ

うことを法的に位置づけることについての影響

や懸念についてお聞かせいただけたらと思います。

○赤松参考人 本当に地域のニーズというものは多様化して、困っている人がふえている、困難を抱えている人がふえている、この現実はもう明らかに我々も直視をする必要があると思つております。

それにどう対応するかという話で、今回、責務規定ということになつたわけですから、この報酬に関し来事業に対する報酬ですから、この報酬について使うというのが筋である、そのためのものであるということがまず第一点。

そして、やはりこういった責務規定を置くといふことは、この社会福祉のニーズに対して、社会福祉法人がこれを公にかわってやりなさい、社会福祉法人に肩がわりをさせるんだという形をどうしてもつくり出してしまう、そういう仕組みなどいうことが一点。

そして最後に、結果的にそのことが、本来、公で対応する必要のある、対応するべきであるそうした新しいニーズに対する制度、これをつくり上げることの道を阻むことになるんだというふうに考えておりますので、私どもは、この社会貢献の責務規定そのものが不要なんだというふうに思っております。

○堀内(照)委員 ありがとうございます。

次も赤松参考人と、あと茨木参考人にお伺いしたいと思います。

社会福祉充実残額の算出について、一昨日の委員会では、事業の内容、規模、さまざまなので、そういった運営の実態をきちんと反映させた形で基準をつくつてまいりたいという答弁でありました。しかし、千差万別の事業所の実態をどこまで

反映させることができるのか、そして、一たびで

きた基準で一律に線引きをされるということにな

る。

そのものが私はおかしいというふうに思つております。

○赤松参考人 御質問ありがとうございます。赤松です。

そもそも、実態を把握するための基準をつくるふうに思つておりますが、事業所の運営にも大変支障があるのでないかと私は懸念を持つわけですが、この点、残額の算出のあり方、意見があればお聞かせいただけだと思います。

○赤松参考人 御質問ありがとうございます。赤

松です。

そもそも、実態として、今もありましたけれど

も、社会福祉充実残額が生じるような経営、財務

状況なんかということで、人手不足、労働者の処遇

という点でも、また利用者の暮らしや人権を守

るという点でも、本当にぎりぎりのところで踏ん

張つておられると思うんですね。

先日、私の部屋にある方が、重度の障害を持つ娘さんを預けておられる方が施設のことで訴えら

れています、お風呂も週に三日ほどだ、外出も

月に一回、二時間ほどだ、これが本当に人間らし

い生活と呼べるんでしようかという訴えであります。

それから、やはり社会福祉法人も規模によって

経営実態も相当違いますので、先生おつしやるよ

うに、一律の基準をつくるというのはかなり困難

じゃないかというふうに考えております。

したがいまして、基準をつくるに当たつても、

基準をつくるためにも、先ほどから申し上げてい

る、今の本当にやつている経営の実態の調査、公

に行政による調査が基本にないと、基準づくりに

も、本当にいい基準ができるないというふうに考

えております。

以上です。

○茨木参考人 そもそも報酬単価がどういう水準

で決定をされているのか、その辺が非常にわから

ない、不透明であるということがまず問題だとい

うふうに思います。

今回、報酬改定をされました

が、

決

定

に當たつては経営実態調査に基づいて決まる、

そ

う

い

う

仕

組

み

な

わ

け

で

す

ね

。

そ

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う





平成二十七年七月二十四日印刷

平成二十七年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U